認定理学療法士（新規申請用）

ポイント取得マニュアル

（公社）日本理学療法士協会 生涯学習課

（2020 年 12 月改定版）

認定理学療法士　ポイント取得マニュアル

目次

認定理学療法士（新規）　申請のための必須要件 5

必須要件①　新人教育プログラム修了（申請の手順） 7

必須要件②　専門分野登録（登録状況の確認方法） 8

必須要件③　希望領域における認定必須研修会の受講 10

必須要件④　協会指定研修の受講 10

履修ポイント基準表 **13**

履修状況および領域別有効設定の確認のしかた **13**

マイページへの領域別有効設定の登録のされ方 **16**

基礎理学療法専門分野 **18**

1）ひとを対象とした基礎領域 18

2）動物・培養細胞を対象とした基礎領域 19

神経理学療法専門分野 **20**

3）脳卒中 20

4）神経筋障害 22

5）脊髄障害 23

6）発達障害 24

運動器理学療法専門分野 **25**

７）運動器 25

８）切断 26

９）スポーツ理学療法 27

10）徒手理学療法 28

内部障害理学療法専門分野 29

11）循環 29

12）呼吸 30

13）代謝 31

生活環境支援理学療法専門分野 32

14）地域理学療法 32

15）健康増進・参加 34

16）介護予防 36

17）補装具 38

物理療法理学療法専門分野 40

18）物理療法 40

19）褥瘡・創傷ケア 41

20）疼痛管理 42

教育・管理理学療法専門分野 43

21）臨床教育 43

22）管理・運営 44

23）学校教育 45

大学院修了（修士課程または博士課程）……46

文部科学省に選定された「課題解決型高度医療人材プログラム」……47

文部科学省に選定された「職業実践力育成プログラム」……47

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士　養成施設教員等講習会修了……47

症例報告の審査内容と基準……48

専門理学療法士（7 分野）、認定理学療法士（23 領域）と定義……49

認定理学療法士制度に関するお問い合わせ先……52

付録：・履修ポイント基準表（2020 年 12 月改定）
・申請領域ごとの領域に即した 100 ポイント　まとめ一覧

認定理学療法士（新規）　申請のための必須要件

以下の要件①～⑤（合計 180p）をすべて満たしている場合、その年度の試験申込が可能です。

① 新人教育プログラムが修了していること。（20p）

② 希望領域を含む専門分野登録をしてから２年以上経過していること。

③ 希望領域に該当する有効期限内※の認定必須研修会を受講していること。（20p）

④ 有効期限内※の協会指定研修を受講していること。（40p）

⑤ 上記とは別のポイントとして、各領域の履修要件に即したポイント 100p を取得していること。（100p）

※協会指定研修・認定必須研修会の有効期限：研修会受講年度の４月１日からの５年間。
ただし2021 年度申請に限り、2016 年度受講分も有効とする。

認定理学療法士・専門理学療法士制度は、生涯学習プログラム課程に位置付けられています。（生涯学習プログラム課程に進むためには、新人教育プログラムが修了していることが前提条件です。）

申請に使用できるのは、新人教育プログラム修了日の翌日からのポイント※です。（履修ポイント基準表記載の大項目 7：大学院修了の読み替え等ならびに大項目 9：生涯学習機構が定める資格以外は、新人教育プログラム修了以前のポイントは使用できません。）

※詳細は「専門理学療法士ならびに認定理学療法士資格取得および更新に関わる履修ポイント基準」（以下、履修ポイント基準表）をご確認ください。

＊注　2020 年度の認定必須研修会ならびに協会指定研修を含む 2020 年度上期の対面研修開催中止が決定したことを鑑み、2020 年度の認定理学療法士（新規）申請は 2021 年度へ延期しました。延期に伴い、2021 年度の協会指定研修・認定必須研修会の有効期限を、受講年度を含めて 6 年間（2016 年度受講）のものでも有効とします。

こ　ん　な　時　は　？

- 協会指定研修の有効期限が切れています。
  ⇒再度受講してください。有効期限切れの協会指定研修受講分は、他のポイントとして使用することはできません。
- 2 つ以上の領域を受験したいのですが（または過去に認定を取得していますが)、今回新しく別領域の認定試験の申請をしたいのですが、協会指定研修を再度受講する必要がありますか。
  ⇒協会指定研修は共通科目ですので、有効期限内であれば 1 回の受講で何領域でも使用できます。
- 認定必須研修会の有効期限が切れています。
  ⇒再度受講してください。認定必須研修会受講に関する特別措置として、過去に認定・専門理学療法士の申請に使用していなければ、1 度目の認定必須研修会受講分は、当該領域のみ各領域の履修要件に応じて必須要件⑤100 p の中で研修会・講習会参加ポイント（履修ポイント基準表：大項目 2）として使用できます。＊ただし 2018 年度以降に受講したものは使用不可です。
- 新プロは修了していますが、専門分野登録が仮申請のまま登録されていませんでした。新プロ修了日からの起算で対応できませんか。
  ⇒システム上、専門分野登録はご本人しかできません。また、専門分野登録から 2 年以上経過していないと認定理学療法士取得の申請はできません。専門分野登録の作業をして 2 年経過するまでお待ちください。
- 協会指定研修・認定必須研修会のポイントは、各領域の履修要件に即した 100 p に含めてもいいですか。
  ⇒⑤各領域の履修要件に即した 100 p の中にそれ以外の要件①～④のポイントを含めることはできません。
- 新プロ修了以前に取得したポイントは認定理学療法士の申請に使用できますか。
  ⇒認定・専門理学療法士制度が含まれる生涯学習プログラムは、新人教育プログラム修了後の課程と位置付けられています。新人教育プログラム期間中(修了日前)に取得したポイントは、認定理学療法士の申請時には使用できません。
  ＊ただし、大項目７：大学院修了および大項目９：生涯学習課が定める資格は例外となります。

必須要件①　新人教育プログラム修了（申請の手順）

1. 新人教育プログラム 15 単位のすべてが「修了」となった場合、右上に「修了申請」ボタンが出現します。これを押し修了申請を完了することにより、新人教育プログラムの修了となり、生涯学習プログラム課程に進みます。

マイページ　⇒　生涯学習管理　⇒　履修状況確認

2. 新人教育プログラムの修了申請が完了したら、続けて専門分野への登録を行ってください。認定試験申請の際には、ご自身が目指される認定領域を含む専門分野に登録してから 2 年以上経過していることが必須要件です。
なお、この作業が途中となっている場合（仮申請で終了しているなど）、専門分野登録がされたことにはなりません。各分野をチェックし、「次へ」ボタンにて確認画面が表示後、「確認・更新」ボタンを押して本登録が完了されたかを確認してください。また本登録がされているかを、後日必ず専門分野登録画面または履修状況確認のページにて、登録状況のご確認をお願いします。

こ　ん　な　時　は　？

- 新プロは修了していますが、専門分野登録が仮申請のまま登録されていませんでした。新プロ修了日からの起算で対応できませんか。
⇒システム上、専門分野登録はご本人しかできません。また、専門分野登録から 2 年以上経過していないと認定理学療法士取得の申請もできません。専門分野登録の作業をして、2 年経過するまでお待ちください。

必須要件②　専門分野登録（登録状況の確認方法）

ご自身の専門分野への登録状況は、以下の方法にて確認・更新ができます。

マイページ　⇒　生涯学習管理　⇒　専門分野登録

専門分野登録状況を確認します。

更新（新たにチェックをする）場合は各チェックボックスにチェックを入れます。

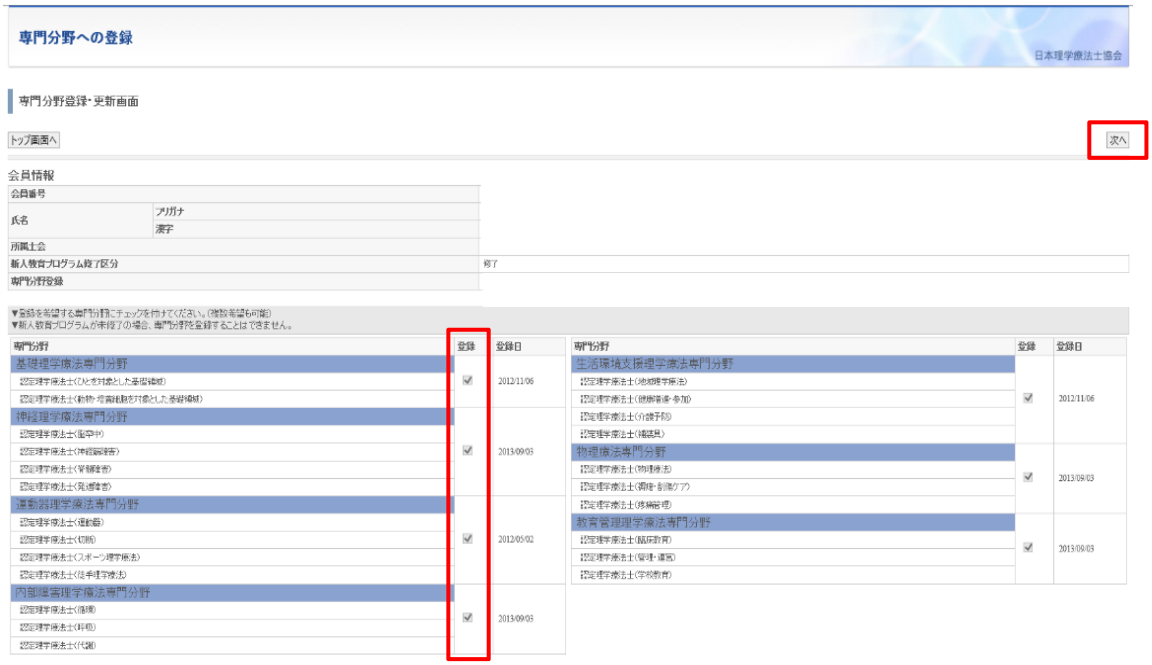

確認画面が出ます。修正（更新）をした場合は、必ず「登録・更新」ボタンを押してください。

必須要件③　希望領域における認定必須研修会の受講

【認定必須研修会の規定】

- 有効期間：受講年度開始日からの 5 年間
  ただし 2021 年度申請に限り、受講年度開始日からの 6 年間とする
  ⇒2016 年 4 月 1 日以降に受講した場合、2021 年度試験※まで使用できます。
  ※2021 年６月～７月末症例報告提出、11 月試験申込、12 月試験実施
- 認定必須研修会は、それぞれの領域ごとに受講してください。
- 認定必須研修会の有効期限が切れた場合は、再度受講してください。期限が切れた研修会ポイントは、その認定領域でのみ、要件⑤の中の講習会・研修会の受講のポイント（履修ポイント基準　大項目 2.）として使用できます。ただしこれは、その認定領域の受験をする場合の期限切れ対象者への特別措置です。
  ＊前提として、認定必須研修会は認定理学療法士の申請時の必須要件③として位置付けられており、必須要件⑤の一部としての通常の講習会・研修会（履修ポイント基準　大項目 2.）には含まれません。
  したがって認定必須研修会は、他領域の認定申請の際に、必須要件⑤の一部の中で大項目 2. として使用することはできません。

必須要件④　協会指定研修の受講

【協会指定研修の規定】

- 有効期間：受講年度開始日からの 5 年間
  ただし 2021 年度申請に限り、受講年度開始日からの 6 年間とする
  ⇒2016 年 4 月 1 日以降に受講した場合、 2021 年度試験※まで使用できます。
  ※2021 年６月～７月末症例報告提出、11 月試験申込、12 月試験実施
- 協会指定研修は、有効期間内であれば、その期間中は 1 回の受講で複数の認定領域での使用が可能です。
- 協会指定研修はどの領域別有効設定にも属しません。
- 協会指定研修の有効期限が切れた場合は、再度受講してください。期限が切れた研修はポイントとしてはどこにも使用はできません。
  ＊前提として、協会指定研修は認定理学療法士の申請時の必須要件④として位置付けられており、通常の講習会・研修会（履修ポイント基準　大項目 2.）には含まれません。
  協会指定研修は認定理学療法士新規取得のためだけの義務研修であり、認定理学療法士の更新および専門理学療法士取得・更新のためのポイントとして使用することはできません。

こ　ん　な　時　は　？

- 協会指定研修の有効期限が切れています。
  ⇒再度受講してください。有効期限が切れた協会指定研修ポイントは、他のポイントとして使用することはできません。
- 2 つ以上の領域を受験したいのですが（または過去に認定を取得していますが)、今回新しく別領域の認定理学療法士の申請をしたいのですが、協会指定研修は再度受講する必要がありますか。
  ⇒協会指定研修は共通科目ですので、有効期限内であれば 1 回の受講で何領域でも使用できます。
- 認定必須研修会の有効期限が切れています。
  ⇒再度受講してください。認定必須研修会受講に関する特別措置として、過去に認定・専門理学療法士の申請に使用していなければ、1 度目の認定必須研修会受講分は、当該領域のみ各領域の履修要件に応じて必須要件⑤100 p の中で研修会・講習会参加ポイント（履修ポイント基準表：大項目 2）として使用できます。＊ただし 2018 年度以降に受講したものは使用不可です。
- 協会指定研修・認定必須研修のポイントは、各領域の履修要件に即した 100 p に含めてもいいですか。
  ⇒⑤各領域の履修要件に即した 100 p の中に、要件①～④のポイントを使用することはできません。

必須要件⑤　各領域の履修要件に即したポイントについて

- 各領域によって使用できるポイントの種類、使用制限数がありますので、
  それぞれのページを参照

- 大学院修了（修士課程または博士課程）
  詳細は 46 ページ参照

- 文部科学省に選定された「課題解決型高度医療人材プログラム」修了
  文部科学省に選定された「職業実践力育成プログラム」修了
  「PT・OT・ST 養成施設教員等講習会」修了
  詳細は 47 ページ参照

＊注　大項目 9 の生涯学習課が定める資格については、一申請につき一資格のみ使用可能です。またマイページに旧資格として、50 ポイントとして登録されているものは、現制度通り 40 ポイントとして使用可能です。

履修ポイント基準表

各使用できるポイントは、「専門理学療法士ならびに認定理学療法士資格取得および更新に関わる履修ポイント基準」（以下、履修ポイント基準表）に基準が定められています。詳細は巻末付録の履修ポイント基準表を参照してください。

履修状況および領域別有効設定の確認のしかた

以下の手順により、それぞれの活動の領域別有効設定※の確認ができます。

※領域別有効設定：どの領域・分野のポイントとして使用できるのかの設定のことです。

マイページ　⇒　生涯学習　⇒　履修状況確認

履修状況選択画面にて、「生涯学習」を選択。

履修状況確認の画面にて、現在の生涯学習プログラムにおける現在の専門分野登録状況、認定・専門理学療法士取得状況、履修状況（ポイント取得状況）の確認ができます。

備考：新人教育プログラム修了日以前のポイント（新プロ修了の項目よりも下に記載されているもの）は、大学院修了（履修ポイント基準大項目７.）および生涯学習課が定める資格（大項目９.）以外は、認定理学療法士の申請には使用できません。

登録されている活動の「詳細」を選択すると、それぞれの履修情報詳細画面に移動します。

履修状況詳細画面にて、それぞれの活動の領域別有効設定が確認できます。

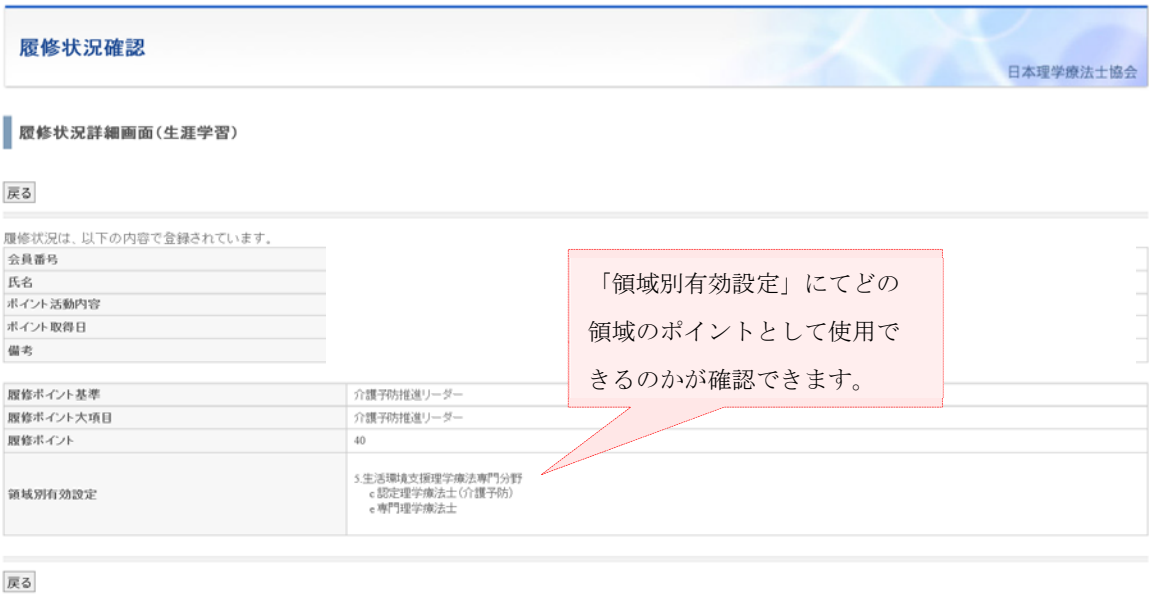

マイページへの領域別有効設定の登録のされ方

各活動はマイページに登録される際に領域別有効設定が認定されます。各活動のポイント申請方法については履修ポイント基準表を参照。

大項目	マイページ上の領域別有効設定	備考
1. 学会参加 1)-6)	すべての領域	
7), 8)	空欄	マイページに一旦ポイントのみが登録される。 認定理学療法士（運動器、切断、徒手、スポーツ）以外の領域では、どの関連学会に参加しても認定申請の際にはポイントとして使用できる。 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外。
2. 講習会・研修会の受講 1)	すべての領域	
2)-7)	事前審査により決定された領域	主催者から事前に審査への申し込みがあった研修会は、審査で認証された領域別有効設定がマイページに登録される。 ＊審査にてポイント基準を満たしていなかった場合、対象となっていない場合もある。
3. 論文・著作	すべての領域、または空欄	マイページに一旦ポイントのみが登録される。 認定・専門理学療法士の新規・更新申請の際に、再度、論文全文のコピー等）を提出する必要があり、内容の審査によりその分野・領域に則しているかが審査される。
4. 学会発表等 1)-4),7)-8)	すべての領域	マイページに一旦ポイントのみが登録される。 認定・専門理学療法士の新規・更新申請の際に、再度、学会発表内容全文のコピー等を提出する必要があり、内容の審査によりその分野・領域に則しているかが審査される。
5),6)	空欄	マイページに一旦ポイントのみが登録される。 認定・専門理学療法士の新規・更新申請の際に、再度、学会発表内容全文のコピー等を提出する必要があり、内容の審査によりその分野・領域に則しているかが審査される。
5. 講習会・研修会の講師	すべての領域	
6. 論文・学会演題の査読	すべての領域	

7. 大学院修了	空欄	マイページに一旦ポイントのみが登録される。 認定・専門理学療法士の新規・更新申請の際に、再度、学位論文全文のコピー等を提出する必要があり、内容の審査によりその分野・領域に則しているかが審査される。
8. 臨床実習指導者としての業績	臨床教育 管理・運営 学校教育	
9. 生涯学習課が定める資格	履修ポイント基準表に記載の領域	
10. 新人教育プログラム修了	空欄	領域別有効設定対象外
11. 自能力レベル確認シート（レベル 2）	地域理学療法 介護予防	

こ　ん　な　時　は　？

- 他団体主催の研修会は、証明書を郵送すればポイントとして認められますか。または他団体が主催するがんリハ研修会に参加しました。申請すれば協会主催のものと同様のポイントがつきますか。
  ⇒講習会・研修会の受講（履修ポイント基準表　大項目 2.）のポイントは、開催前に協会の事前審査に合格し、開催後主催者により参加者名簿が提出されたもののみです。事前審査に申し込みがなかった講習会・研修会はポイントとしては認められません。協会の認証があるかにつきましては主催者にお問合せください。希に主催者からの参加者名簿に不備があり、マイページへのポイント登録ができていない場合があります。認証があるにも関わらずマイページに登録がない場合には、参加を証明する書類を添付することで、ポイントとして認められることもあります。
- 学会発表の領域別有効設定が空欄です。どの領域で使えますか。
  ⇒認定理学療法士の新規申請の際、学会発表内容全文を提出することにより申請領域に則しているかの審査がされます。

基礎理学療法専門分野

基礎理学療法専門分野には、**ひとを対象とした基礎領域、動物・培養細胞を対象とした基礎領域**の２領域が含まれます。

１）ひとを対象とした基礎領域

【認定理学療法士（ひとを対象とした基礎領域）申請のための 100p 履修要件】

I.　領域に関連した活動（履修ポイント基準表大項目 1.～7.および 9.）にて 100p

領域別有効設定にて認定理学療法士（ひとを対象とした基礎領域）が認定されている活動を申請します。

＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

【解説】　★履修ポイント基準表をあわせて確認してください。

・大項目 1．5．6．は、履修ポイント基準を満たしていれば、テーマ・分野に関わらず、どの学会・研修会でも使用できます。＊ただし、他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

・大項目 2．9．は、領域別有効設定が認定理学療法士（ひとを対象とした基礎領域）となっているものに限り使用できます。

＊ただし、１度申請に用いた資格は、更新・進級等を行っても、以後一切の申請には使用できません。

・大項目 3．4．は、論文・著作物・学会発表内容（学会名が明記されているもの）**全文**を試験申込時に提出する必要があり、その内容が審査により本領域に則していると判断された場合ポイントとして認められます。なお、マイページにポイントが登録されていない活動に関しては、上記書類の他に、履修ポイント登録をするための証明書類（学会や論文の履修ポイント基準を満たしていることが証明できる書類）の提出が、試験申込時に必要です。詳細は「履修ポイント マイページ登録の手引き」参照。

・大項目 7．大学院修了は P.46、文部科学省に選定されたプログラム修了は P.47 を参照。

・大項目 8．は本領域では使用できません。

・大項目 11．の自己能力レベル確認シートは本領域では使用できません。

こ　ん　な　時　は　？

- 関連学会の中で、本領域のポイントとして使用できるものがわかりません。
  ⇒本領域では、履修ポイント基準表に記載の関連学会の要件を満たす学会であればすべて使用できます。※ただし、他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。
- 実習生指導は何ポイントまで使用できますか。
  ⇒臨床実習生指導のポイントは、本領域では使用できません。

2）動物・培養細胞を対象とした基礎領域

【認定理学療法士（動物･培養細胞を対象とした基礎領域）申請のための 100p 履修要件】

I.　領域に関連した活動（履修ポイント基準表大項目 1.～7.および 9.）にて 100p

領域別有効設定にて認定理学療法士（動物・培養細胞を対象とした基礎領域）が認定されている活動を申請します。

＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

【解説】　★履修ポイント基準表を合わせて参照しながらご確認ください。

・大項目 1．5．6．は、履修ポイント基準を満たしていれば、テーマ・分野に関わらず、どの学会・研修会でも使用できます。＊ただし、他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

・大項目 2．9．は、領域別有効設定が認定理学療法士（動物・培養細胞を対象とした基礎領域）となっているものに限り使用できます。

＊ただし、１度申請に用いた資格は、更新・進級等を行っても、以後一切の申請には使用できません。

・大項目 3．4．は、論文・著作物・学会発表内容（学会名が明記されているもの）**全文**を試験申込時に提出する必要があり、その内容が審査により本領域に則していると判断された場合、ポイントとして認められます。なお、マイページにポイントが登録されていない活動に関しては、上記書類の他に、履修ポイント登録をするための証明書類（学会や論文の履修ポイント基準を満たしていることが証明できる書類）の提出が、試験申込時に必要です。詳細は「履修ポイント マイページ登録の手引き」参照。

・大項目 7．の大学院修了は P.46 を参照。

・大項目 8．　は本領域では使用できません。

・大項目 11．の自己能力レベル確認シートは本領域では使用できません。

こ　ん　な　時　は　？

→　P.18 の内容を確認してください。

神経理学療法専門分野

神経理学療法専門分野には、**脳卒中**、**神経筋障害**、**脊髄障害**、**発達障害**の 4 領域が含まれます。

3）脳卒中

【認定理学療法士（脳卒中）申請のための 100p 履修要件】

I. 脳卒中に関連した講習会･研修会の受講（履修ポイント基準表 大項目 2.）にて 40p

領域別有効設定にて認定理学療法士（脳卒中）が認定されている講習会・研修会の受講活動を申請します。

＊大項目 2. のポイントは、すべて自動でマイページに登録されます。

II. 自由選択の活動にて 60p

･このうち、脳卒中に関連した活動（領域別有効設定にて認定理学療法士（脳卒中）が認定されているもの）にて最低 30p 分が必要です。（履修ポイント基準表 大項目 1.～6.および 9.に該当する活動）

･残りの 30p 分までは、脳卒中以外の活動（領域別有効設定が脳卒中以外のもの）でも使用できます。（履修ポイント基準表 大項目 1.～6.および 8.9.11.に該当する活動）

＊30p を超える他領域のポイントでの申請は、30p 以上が切り捨てになります。

＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

【解説】 ★履修ポイント基準表をあわせて確認してください。

＊履修要件 II.について

・大項目 1. 5. 6. は、履修ポイント基準を満たしていれば、テーマ・分野に関わらずどの学会・研修会でも使用できます。＊ただし、他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

・大項目 2. 9. は、領域別有効設定が認定理学療法士（脳卒中）となっているものであれば使用できます。領域別有効設定がそれ以外のものは、30p 分まで使用できます。ただし、他の領域の認定必須研修会は使用できません。（認定必須研修会は、認定理学療法士申請のための条件②に該当するためです。）

履修要件 II.のポイントとして大項目 9. で他の領域の資格（40p）を申請した場合、30p 以上の 10p 分は切り捨てになります。

＊ただし、1 度申請に用いた資格は、更新・進級等を行っても、以後一切の申請には使用できません。

・大項目 3. 4. は、論文・著作物・学会発表内容（学会名が明記されているもの）**全文**を試験申込時に提出する必要があり、その内容が審査により本領域に則していると判断された場合ポイントとして認められます。なお、マイページにポイントが登録されていない活動に関しては、上記書類の他に、履修ポイント登録をするための証明書類（学会や論文の履修ポイント基準を満たしていることが証明できる書類）の提出が、試験申込時に必要です。

・大項目 7. 大学院修了は P.46、文部科学省に選定されたプログラム修了は P.47 を参照。

・大項目 8. の臨床実習指導者としての業績は、領域別有効設定が「認定理学療法士（臨

床教育、管理・運営、学校教育)」となるため、履修要件 II.において、その他の領域ポイントとして 30p 分まで使用できます。

こ　ん　な　時　は　？

- 地域包括ケア会議推進リーダー（領域別有効設定：地域理学療法）※を取得しています。認定理学療法士（脳卒中）の履修要件 II.として使用できますか。
  ⇒通常、資格は対象領域として認められている領域で使用する場合は 40p として使用できますが、本領域の履修要件 II.として使用する場合、他領域 30p 分としての使用となるため、超過分 10p は切り捨てとなります。なお、資格の使用は 1 資格につき 1 回しか使用できないため、今後、更新申請や、他の領域での申請時には一切使用することはできません。
- 要件 II.の脳卒中*≪＊または他の神経理学療法専門分野に含まれる領域≫以外の活動」として、他領域の認定必須研修会や運動器の認定必須研修会の e-ラーニングのポイントを使用できますか。
  ⇒使用できません。（認定必須研修会は、認定理学療法士申請のための条件②に該当し、本条件⑤としての使用はできません。）
- 研修会名や内容に「脳卒中」※が含まれていますが、領域別有効設定ではポイントの対象になっていません。協会に申請すればポイントとして認められますか。
  ⇒講習会・研修会（大項目 2.）は開催前に事前審査され、領域別有効設定が決定されています。また、開催後主催者より参加者名簿が協会に提出されマイページへポイントが登録されるため、事前審査されていない講習会・研修会をポイントとして申請することはできません。テーマや内容に申請領域に関する事項が含まれていたとしても、領域別有効設定を元にポイント審査をいたしますので、認定された領域別有効設定以外の領域でポイント使用することはできません。

※すべての認定領域において同様。

４）神経筋障害

【認定理学療法士（神経筋障害）申請のための 100p 履修要件】

I.　神経筋障害に関連した講習会･研修会の受講（履修ポイント基準表　大項目 2.）にて 40p

領域別有効設定にて認定理学療法士（神経筋障害）が認定されている講習会・研修会の受講活動を申請します。

＊大項目 2. のポイントは、すべて自動でマイページに登録されます。

II. 自由選択の活動にて 60p

･このうち、神経筋障害に関連した活動（領域別有効設定にて認定理学療法士（神経筋障害）が有効となっているもの）にて最低 30p 分が必要です。（履修ポイント基準表　大項目 1.～6.および 9.に該当する活動）

･残りの 30p 分までは、神経筋障害以外の活動（領域別有効設定が 神経筋障害以外のもの）でも使用できます。（履修ポイント基準表　大項目 1.～6.および 8.9.11.に該当する活動）

＊30p を超える他領域のポイントでの申請は、30p 以上が切り捨てになります。

＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

【解説】　★履修ポイント基準表をあわせて確認してください。

＊履修要件 II.について

・大項目 1.　5.　6.　は、履修ポイント基準を満たしていれば、テーマ・分野に関わらず、どの学会・研修会でも使用できます。＊ただし、他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

・大項目 2.　9.　は、領域別有効設定が認定理学療法士（神経筋障害）となっているものであれば使用できます。領域別有効設定がそれ以外のものは、30p 分まで使用できます。ただし、他の領域の認定必須研修会は使用できません。（認定必須研修会は、認定理学療法士申請のための条件②に該当するためです。）

履修要件 II.のポイントとして大項目 9.　で他の領域の資格（40p）を申請した場合、30p 以上の 10p 分は切り捨てになります。

＊ただし、１度申請に用いた資格は、更新・進級等を行っても、以後一切の申請には使用できません。

大項目 3.　4.　は、論文・著作物・学会発表内容（学会名が明記されているもの）**全文**を試験申込時に提出する必要があり、その内容が審査により本領域に則していると判断された場合ポイントとして認められます。なお、マイページにポイントが登録されていない活動に関しては、上記書類の他に、履修ポイント登録をするための証明書類（学会や論文の履修ポイント基準を満たしていることが証明できる書類）の提出が、試験申込時に必要です。

・大項目 7.　大学院修了は P.46、文部科学省に選定されたプログラム修了は P.47 を参照。

・大項目 8.　の臨床実習指導者としての業績は、領域別有効設定が「認定理学療法士（臨床教育、管理・運営、学校教育）」となるため、その他の領域ポイントとして 30p 分まで使用できます。

こ　ん　な　時　は　？

→　P.21 の内容を確認してください。

5）脊髄障害

【認定理学療法士（脊髄障害）申請のための 100p 履修要件】

I.　脊髄障害に関連した講習会･研修会の受講（履修ポイント基準表　大項目 2.）にて 40p

領域別有効設定にて認定理学療法士（脊髄障害）が認定されている講習会・研修会の受講活動を申請します。

＊大項目 2. のポイントは、すべて自動でマイページに登録されます。

II.　自由選択の活動にて 60p

･このうち脊髄障害に関連した活動（領域別有効設定にて認定理学療法士（脊髄障害）が有効となっているもの）にて最低 30p 分が必要です。（履修ポイント基準表　大項目 1.～6.および 9.に該当する活動）

･残りの 30p 分までは脊髄障害以外の活動（領域別有効設定が脊髄障害以外のもの）でも使用できます。（履修ポイント基準表　大項目 1.～6.および 8.9.11.に該当する活動）

＊30p を超える他領域のポイントでの申請は、30p 以上が切り捨てになります。

＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

【解説】　★履修ポイント基準表をあわせて確認してください。

＊履修要件 II.について

・大項目 1.　5.　6.　は、履修ポイント基準を満たしていれば、テーマ・分野に関わらず、どの学会・研修会でも使用できます。＊ただし、他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

・大項目 2.　9.　は、領域別有効設定が認定理学療法士（脊髄障害）となっているものであれば使用できます。領域別有効設定がそれ以外のものは、30p 分まで使用できます。ただし、他の領域の認定必須研修会は使用できません。（認定必須研修会は、認定理学療法士申請のための条件②に該当するためです。）

大項目 9.　で他の領域の資格（40p）を履修要件 II.のポイントとして申請した場合、30p 以上の 10p 分は切り捨てとなります。

＊ただし、１度申請に用いた資格は、更新・進級等を行っても、以後一切の申請には使用できません。

大項目 3.　4.　は、論文・著作物・学会発表内容（学会名が明記されているもの）**全文**を試験申込時に提出する必要があり、その内容が審査により本領域に則していると判断された場合ポイントとして認められます。なお、マイページにポイントが登録されていない活動に関しては、上記書類の他に、履修ポイント登録をするための証明書類（学会や論文の履修ポイント基準を満たしていることが証明できる書類）の提出が、試験申込時に必要です。

・大項目 7.　大学院修了は P.46、文部科学省に選定されたプログラム修了は P.47 を参照。

・大項目 8.　の臨床実習指導者としての業績は、領域別有効設定が「認定理学療法士（臨床教育、管理・運営、学校教育）」となるため、その他の領域ポイントとして 30p 分まで使用できます。

こ　ん　な　時　は　？

→　P.21 の内容を確認してください。

6）発達障害

【認定理学療法士（発達障害）申請のための 100p 履修要件】

I. 発達障害に関連した講習会･研修会の受講（履修ポイント基準表 大項目２.）にて 40p

領域別有効設定にて認定理学療法士（発達障害）が認定されている講習会・研修会の受講活動を申請します。

＊大項目２．のポイントは、すべて自動でマイページに登録されます。

II. 自由選択の活動にて 60p

･このうち発達障害に関連した活動（領域別有効設定にて認定理学療法士（発達障害）が有効となっているもの）にて最低 30p 分が必要です。（履修ポイント基準表 大項目 1.～6.および 9.に該当する活動）

･残りの 30p 分までは発達障害以外の活動（領域別有効設定が発達障害以外のもの）でも使用できます。（履修ポイント基準表 大項目 1.～6.および 8.9.11.に該当する活動）

＊30p を超える他領域のポイントでの申請は、30p 以上が切り捨てになります。

＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

【解説】 ★履修ポイント基準表をあわせて確認してください。

＊履修要件 II.について

・大項目 1. 5. 6. は、履修ポイント基準を満たしていれば、テーマ・分野に関わらず、どの学会・研修会でも使用できます。＊ただし、他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

・大項目 2. 9. は、領域別有効設定が認定理学療法士（発達障害）となっているものであれば使用できます。領域別有効設定がそれ以外のものは、30p 分まで使用できます。ただし、他の領域の認定必須研修会は使用できません。（認定必須研修会は、認定理学療法士申請のための条件②に該当するためです。）

履修要件 II.のポイントとして大項目 9. で他の領域の資格（40p）を申請した場合、30p 以上の 10p 分は切り捨てになります。

＊ただし、1 度申請に用いた資格は、更新・進級等を行っても以後一切の申請には使用できません。

・大項目 3. 4. は、論文・著作物・学会発表内容（学会名が明記されているもの）**全文**を試験申込時に提出する必要があり、その内容が審査により本領域に則していると判断された場合ポイントとして認められます。なお、マイページにポイントが登録されていない活動に関しては、上記書類の他に、履修ポイント登録をするための証明書類（学会や論文の履修ポイント基準を満たしていることが証明できる書類）の提出が、試験申込時に必要です。

・大項目 7. 大学院修了は P.46、文部科学省に選定されたプログラム修了は P.47 を参照。

・大項目 8. の臨床実習指導者としての業績は、領域別有効設定が「認定理学療法士（臨床教育、管理・運営、学校教育）」となるため、その他の領域ポイントとして 30p 分まで使用できます。

こ ん な 時 は ？

→ P.21 の内容を確認してください。

運動器理学療法専門分野

運動器理学療法専門分野には、**運動器、切断、スポーツ理学療法、徒手理学療法**の 4 領域が含まれます。

7）運動器

【認定理学療法士（運動器）申請のための 100p 履修要件】

I. 運動器に関連した講習会･研修会の受講（履修ポイント基準表 大項目２.）にて 80p

領域別有効設定にて認定理学療法士（運動器）が認定されている講習会・研修会の受講活動を申請します。

＊大項目２. のポイントは、すべて自動でマイページに登録されます。

II. 以下の学会への参加（履修ポイント基準表 大項目１. ）にて 20p

日本理学療法学術大会、分科学会、WCPT、ACPT、ブロック学会、都道府県学会（大項目 1.-1）～6)）、および日本リハビリテーション医学会、日本運動器科学会（大項目 1.-7)、注：全国規模学会のみ対象）への参加活動を申請します。

＊上記以外の学会参加は申請要件を満たしません。

＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

【解説】 ★履修ポイント基準表をあわせて確認してください。

・本領域では、大項目 1. 2.（7.）以外の活動は使用できません。

・大項目 7. 大学院修了は P.46、文部科学省に選定されたプログラム修了は P.47 を参照。

・大項目 9. の生涯学習課が定める資格は、認定理学療法士（運動器）に該当する資格がないため使用できません。

こ ん な 時 は ？

- 日本整形外科学会や日本股関節学会*（＊その他、履修要件 II.に含まれていない学会）に参加しました。ポイントとして使用できますか。
  ⇒履修要件 II.には、記載の学会以外は、関連学会の要件を満たしていても本領域では使用できません。＊ただし、他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。
- 学術大会（または他団体主催の学会）にて領域に関連した内容での学会発表を行いました。ポイントとして使用できますか。
  ⇒本領域での申請に使用することはできません。
- 本領域に関連した内容の書籍の執筆（または論文執筆等）を行いました。ポイントとして使用できますか。
  ⇒本領域では使用できません。＊その他、研修会講師、査読、臨床実習指導者等も同様。
- 研修会のテーマや内容はこの領域に関連していますが、領域別有効設定に申請領域が認定されていない研修会について。 ⇒ P.21 参照

8）切断

【認定理学療法士（切断）申請のための 100p 履修要件】

I. 切断に関連した講習会･研修会の受講（履修ポイント基準表 大項目２.）にて 80p

領域別有効設定にて認定理学療法士（切断）が認定されている講習会・研修会の受講活動を申請します。

＊大項目２. のポイントは、すべて自動でマイページに登録されます。

II. 以下の学会への参加（履修ポイント基準表 大項目１. ）にて 20p

日本理学療法学術大会、分科学会、WCPT、ACPT、ブロック学会、都道府県学会（大項目 1.-1）～6))、および日本リハビリテーション医学会、日本運動器科学会、日本義肢装具学会（大項目 1.-7）、注：全国規模学会のみ対象）への参加活動を申請します。

＊上記以外の学会参加は申請要件を満たしません。

＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

【解説】 ★履修ポイント基準表をあわせて確認してください。

・本領域では、大項目 1. 2.（7. 9.）以外の活動は使用できません。

・大項目 7. 大学院修了は P.46、文部科学省に選定されたプログラム修了は P.47 を参照。

・大項目 9. の生涯学習課が定める資格は、領域別有効設定が認定理学療法士（切断）となっているものであれば、要件Ⅰ・Ⅱのどちらか一方に使用できます。

＊ただし、1 領域の申請において使用できるのは 1 資格のみであり、1 度申請に用いた資格は更新・進級等を行っても、以後一切の申請には使用できません。

こ ん な 時 は ？

→ P.25 の内容を確認してください。

9）スポーツ理学療法

【認定理学療法士（スポーツ理学療法）申請のための 100p 履修要件】

I. スポーツ理学療法に関連した講習会･研修会の受講（履修ポイント基準表 大項目２.）にて 80p

領域別有効設定にて認定理学療法士（スポーツ理学療法）が認定されている講習会・研修会の受講活動を申請します。

＊大項目２．のポイントは、すべて自動でマイページに登録されます。

II. 以下の学会への参加（履修ポイント基準表 大項目１．）にて 20p

日本理学療法学術大会、分科学会、WCPT、ACPT、ブロック学会、都道府県学会（大項目 1.-1）～6)）、および日本臨床スポーツ医学会、日本整形外科スポーツ医学会（大項目 1.-7） 、注：全国規模学会のみ対象）への参加活動を申請します。

＊上記以外の学会参加は申請要件を満たしません。

＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

【解説】 ★履修ポイント基準表をあわせて確認してください。

・本領域では、大項目 1. 2.（7. 9.）以外の活動は使用できません。

・大項目 7. 大学院修了は P.46、文部科学省に選定されたプログラム修了は P.47 を参照。

・大項目 9. の生涯学習課が定める資格は、領域別有効設定が認定理学療法士（スポーツ理学療法）となっているものであれば、要件 I・II どちらか一方に使用できます。

＊ただし、1 領域の申請において使用できるのは 1 資格のみであり、1 度申請に用いた資格は更新・進級等を行っても以後一切の申請には使用できません。

こ ん な 時 は ？

→ P.25 の内容を確認してください。

10）徒手理学療法

【認定理学療法士（徒手理学療法）申請のための 100p 履修要件】

I. 徒手理学療法に関連した講習会･研修会の受講（履修ポイント基準表 大項目２.）にて 80p

領域別有効設定にて認定理学療法士（徒手理学療法）が認定されている講習会・研修会の受講活動を申請します。

＊大項目２．のポイントは、すべて自動でマイページに登録されます。

II. 以下の学会への参加（履修ポイント基準表 大項目１．）にて 20p

日本理学療法学術大会、分科学会、WCPT、ACPT、ブロック学会、都道府県学会（大項目 1.-1）～6)）、および日本リハビリテーション医学会、日本運動器科学会（大項目 1.-7） 、注：全国規模学会のみ対象）への参加活動を申請します。

＊上記以外の学会参加は申請要件を満たしません。

＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

【解説】★履修ポイント基準表をあわせて確認してください。

・本領域では、大項目 1. 2.（7. 9.）以外の活動は使用できません。

・大項目 7. 大学院修了は P.46、文部科学省に選定されたプログラム修了は P.47 を参照。

・大項目 9. の生涯学習課が定める資格は、領域別有効設定が認定理学療法士（徒手理学療法）となっているものであれば、要件 I・II どちらか一方に使用できます。

＊ただし、1 領域の申請において使用できるのは 1 資格のみであり、1 度申請に用いた資格は更新・進級等を行っても以後一切の申請には使用できません。

こ ん な 時 は ？

→ P.25 の内容を確認してください。

内部障害理学療法専門分野

内部障害理学療法専門分野には、**循環**、**呼吸**、**代謝**の 3 領域が含まれます。

11）循環

【認定理学療法士（循環）申請のための 100p 履修要件】

I. 学会参加（履修ポイント基準表 大項目１．）にて 20p

大項目１．は、学会参加活動を申請します。

履修ポイント基準を満たしている学会であればその学会のテーマ・内容に限らず使用できます。

＊大項目 1．はすべての領域別有効設定が認定されています。

＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

II. 循環に関連した自由選択の活動（履修ポイント基準表 大項目１.～6.および 9.）にて 80p

上記の大項目のうち、領域別有効設定にて認定理学療法士（循環）が認定されている活動を申請します。

【解説】 ★履修ポイント基準表をあわせて確認してください。

・100p すべてを大項目 1. で申請することもできます。

＊ただし、他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

・大項目 5. 6. は、履修ポイント基準を満たしていれば、その学会や研修会の種類・内容に限らず履修要件 II.のポイントとして使用できます。

大項目 2. 9. は、領域別有効設定が認定理学療法士（循環）となっているものであれば、履修要件 II.のポイントとして使用できます。

＊ただし、1 度申請に用いた資格は、更新・進級等を行っても以後一切の申請には使用できません。

・大項目 3. 4. は、論文・著作物・学会発表内容（学会名が明記されているもの）**全文**を試験申込時に提出する必要があり、その内容が審査により本領域に則していると判断された場合ポイントとして認められます。なお、マイページにポイントが登録されていない活動に関しては、上記書類の他に、履修ポイント登録をするための証明書類（学会や論文の履修ポイント基準を満たしていることが証明できる書類）の提出が、試験申込時に必要です。詳細は「履修ポイント マイページ登録の手引き」参照。

・大項目 7. 大学院修了は P.46、文部科学省に選定されたプログラム修了は P.47 を参照。

・大項目 8. 11. は本領域では使用できません。

こ ん な 時 は ？

- 日本心臓リハビリテーション学会、日本呼吸学会、日本糖尿病学会への参加はポイントとして使用できますか。
  ⇒使用できます。＊ただし、他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。
- 研修会のテーマや内容はこの領域に関連していますが、領域別有効設定に申請領域が認定されていない研修会について。 ⇒ P.21 参照

12）呼吸

【認定理学療法士（呼吸）申請のための 100p 履修要件】

I.　学会参加（履修ポイント基準表　大項目１．）にて 20p

大項目１．は、学会参加活動を申請します。

履修ポイント基準を満たしている学会であればその学会のテーマ・内容に限らず使用できます。

＊大項目 1．はすべての領域別有効設定が認定されています。

＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

II.　呼吸に関連した自由選択の活動（履修ポイント基準表　大項目１.～6.および 9.）にて 80p

上記の大項目のうち、領域別有効設定にて認定理学療法士（呼吸）が認定されている活動を申請します。

【解説】★履修ポイント基準表をあわせて確認してください。

・100p すべてを大項目 1.　で申請することもできます。

＊ただし、他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

・大項目 5.　6.　は、履修ポイント基準を満たしていれば、その学会や研修会の種類・内容に限らず履修要件 II.のポイントとして使用できます。

大項目 2.　9.　は、領域別有効設定が認定理学療法士（呼吸）となっているものであれば、履修要件 II.のポイントとして使用できます。

＊ただし、1 度申請に用いた資格は、更新・進級等を行っても以後一切の申請には使用できません。

・大項目 3.　4.　は、論文・著作物・学会発表内容（学会名が明記されているもの）**全文**を試験申込時に提出する必要があり、その内容が審査により本領域に則していると判断された場合ポイントとして認められます。なお、マイページにポイントが登録されていない活動に関しては、上記書類の他に、履修ポイント登録をするための証明書類（学会や論文の履修ポイント基準を満たしていることが証明できる書類）の提出が、試験申込時に必要です。詳細は「履修ポイント　マイページ登録の手引き」参照。

・大項目 7.　大学院修了は P.46、文部科学省に選定されたプログラム修了は P.47 を参照。

・大項目 8.　11.　は本領域では使用できません。

こ　ん　な　時　は　？

→　P.29 の内容を確認してください。

13）代謝

【認定理学療法士（代謝）申請のための 100p 履修要件】

I.　学会参加（履修ポイント基準表　大項目１．）にて 20p

大項目１．は、学会参加活動を申請します。

履修ポイント基準を満たしている学会であればその学会のテーマ・内容に限らず使用できます。

＊大項目 1．はすべての領域別有効設定が認定されています。

＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

II.　代謝に関連した自由選択の活動（履修ポイント基準表　大項目１.～6.および 9.）にて 80p

上記の大項目のうち、領域別有効設定にて認定理学療法士（代謝）が認定されている活動を申請します。

【解説】　★履修ポイント基準表をあわせて確認してください。

・100p すべてを大項目 1．で申請することもできます。

＊ただし、他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

・大項目 5．6．は、履修ポイント基準を満たしていればその学会や研修会の種類・内容に限らず、履修要件 II.のポイントとして使用できます。

大項目 2．9．は、領域別有効設定が認定理学療法士（代謝）となっているものであれば、履修要件 II.のポイントとして使用できます。

＊ただし、１度申請に用いた資格は更新・進級等を行っても以後一切の申請には使用できません。

・大項目 3．4．は、論文・著作物・学会発表内容（学会名が明記されているもの）**全文**を試験申込時に提出する必要があり、その内容が審査により本領域に則していると判断された場合ポイントとして認められます。なお、マイページにポイントが登録されていない活動に関しては、上記書類の他に、履修ポイント登録をするための証明書類（学会や論文の履修ポイント基準を満たしていることが証明できる書類）の提出が、試験申込時に必要です。詳細は別添「履修ポイント マイページ登録の手引き」参照。

・大項目 7．大学院修了は P.46、文部科学省に選定されたプログラム修了は P.47 を参照。

・大項目 8．11．は本領域では使用できません。

こ　ん　な　時　は　？

→　P.29 の内容を確認してください。

生活環境支援理学療法専門分野

生活環境支援理学療法専門分野には、**地域理学療法、健康増進・参加、介護予防・補装具**の４領域が含まれます。

14）地域理学療法

【認定理学療法士（地域理学療法）申請のための 100p 履修要件】

I. 地域理学療法に関連した自由選択の活動（履修ポイント基準表 大項目１.～6.および 9.11.※）にて 60p

上記の大項目のうち、領域別有効設定にて認定理学療法士（地域理学療法）が認定されている講習会・研修会の受講活動を申請します。

※「自己能力レベル確認シート（レベル 2）」（大項目 11.）のポイントは、１申請につき 10p が上限です。年度末登録のためマイページ未登録の見込みポイントは使用できません。

II. 神経理学療法専門分野、運動器理学療法専門分野、内部理学療法専門分野に関連した自由選択の活動（履修ポイント基準表 大項目１.～6.および 9.）にて 40p

上記の大項目のうち、領域別有効設定にて認定理学療法士（脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害、運動器、切断、スポーツ理学療法、徒手理学療法、循環、呼吸、代謝）が認定されている講習会・研修会の受講活動を申請します。

＊認定理学療法士（地域理学療法）に該当しても、上記領域が含まれていない場合は使用できません。

＜その他．＞

- 過去に「福祉用具ベーシックセミナー」修了者は、40p 分免除されます。※
- 過去に「福祉用具アドバンスセミナー」修了者は、80p 分免除されます。※

※要件 I.および II.のどちらのポイントを免除するかは申請者が決めることができます。

＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

【解説】 ★履修ポイント基準表をあわせて確認してください。

・大項目 1. 5. 6. は、その学会や研修会の種類・内容に限らず履修ポイント基準を満たしていれば、要件 I.および II.のポイントとして使用できます。

＊ただし、他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

・要件 I.において、大項目 2. 9. は、領域別有効設定が認定理学療法士（地域理学療法）となっているものが 60p 必要です。

・要件 II.において、大項目 2. 9. は、領域別有効設定が認定理学療法士（脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害、運動器、切断、スポーツ理学療法、徒手理学療法、循環、呼吸、代謝）となっているものが 40p 必要です。ただし、これらの領域の認定必須研修会は使用できません。（認定必須研修会は、認定理学療法士申請のための条件②に該当し、本条件⑤としての使用はできません。）

・大項目 3. 4. でのポイントは、要件 I.および II.のいずれであっても、論文・著作物・学会発表内容（学会名が明記されているもの）**全文**を試験申込時に提出する必要があり、その内容が審査により本領域に則していると判断された場合ポイントとして認められま

す。なお、マイページにポイントが登録されていない活動に関しては、上記書類の他に、履修ポイント登録をするための証明書類（学会や論文の履修ポイント基準を満たしていることが証明できる書類）の提出が、試験申込時に必要です。詳細は「履修ポイント マイページ登録の手引き」参照。

・大項目 7. 大学院修了は P.46、文部科学省に選定されたプログラム修了は P.47 を参照。
・大項目 8. は本領域では使用できません。
・大項目 9.の生涯学習課が定める資格は 1 申請につき 1 資格まで使用できます。
＊ただし、1 度申請に用いた資格は更新・進級等を行っても以後一切の申請には使用できません。
・大項目 11.「自己能力レベル確認シート（レベル 2)」は、要件 I.のうち 10p を上限として使用できます。年度末登録のため、申請時点でマイページに登録がないものの見込み使用はできません。
・要件 I.および II.ともに、指定のポイント数よりも超過して申請した分のポイントは切り捨てになります。（例えば、要件 I.にて地域理学療法のポイントを 70p 申請した場合は、超過分 10p は切り捨てになります。）

こ ん な 時 は ？

- 地域包括ケア会議推進リーダー（領域別有効設定：地域理学療法）を取得しています。100p のうち 40p として使用できますか。
  ⇒上記の資格は、要件 I.の 60p 分のうち、40p として使用することができます。ただし要件 II.としての使用はできません。
- 要件 II.に大項目 9.の資格が使用できますか。
  ⇒要件 II.の 40p として使用することができます。なお資格は 1 回しか使用できませんので、以後更新、進級等を行ったとしても以降の一切の申請には使えません。
- 要件 I.・要件 II.で、別々の資格を 1 つずつ使用することはできますか。
  ⇒資格については、1 領域につき 1 資格しか使用できません。
- 都道府県士会の士会活動に参加しました。ポイントとして使用できますか。
  ⇒士会活動の参加は所管の都道府県士会が認めた場合、講習会・研修会の受講（大項目 2.）としてポイントが自動で登録されます。それらの領域別有効設定が要件 I.または II.に該当する領域に該当していれば使用できます。
- 研修会のテーマや内容はこの領域に関連していますが、領域別有効設定に申請領域が認定されていない研修会について。 ⇒ P.21 参照

15）健康増進・参加

【認定理学療法士（健康増進･参加）申請のための 100p 履修要件】

I. 健康増進･参加に関連した自由選択の活動（履修ポイント基準表 大項目１.～6.および 9.）にて 60p

上記の大項目のうち、領域別有効設定にて認定理学療法士（健康増進・参加）が認定されている講習会・研修会の受講活動を申請します。

II. 神経理学療法専門分野、運動器理学療法専門分野、内部理学療法専門分野に関連した自由選択の活動（履修ポイント基準表 大項目１.～6.および 9.）にて 40p

上記の大項目のうち、領域別有効設定にて認定理学療法士（脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害、運動器、切断、スポーツ理学療法、徒手理学療法、循環、呼吸、代謝）が認定されている講習会・研修会の受講活動を申請します。

＊認定理学療法士（健康増進・参加）に該当しても上記領域が含まれていない場合は使用できません。

<その他．>

- 過去に「障がい者スポーツベーシックセミナー」修了者は、40p 分免除されます。※
- 過去に「障がい者スポーツアドバンスセミナー」修了者は、80p 分免除されます。※

※要件 I.および II.のどちらのポイントを免除するかは申請者が決めることができます。

＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

【解説】 ★履修ポイント基準表をあわせて確認してください。

・大項目 1．5．6．は、その学会や研修会の種類・内容に限らず履修ポイント基準を満たしていれば、要件 I.および II.のポイントとして使用できます。＊ただし、他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

・要件 I.において、大項目 2．9．は、領域別有効設定が認定理学療法士（健康増進・参加）となっているものが 60p 必要です。

・要件 II.において、大項目 2．9．は、領域別有効設定が認定理学療法士（脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害、運動器、切断、スポーツ理学療法、徒手理学療法、循環、呼吸、代謝）となっているものが 40p 必要です。ただし、これらの領域の認定必須研修会は使用できません。（認定必須研修会は、認定理学療法士申請のための条件②に該当し、本条件⑤としての使用はできません。）

・大項目 3．4．でのポイントは、要件 I.および II.のいずれであっても、論文・著作物・学会発表内容（学会名が明記されているもの）**全文**を試験申込時に提出する必要があり、その内容が審査により本領域に則していると判断された場合ポイントとして認められます。なお、マイページにポイントが登録されていない活動に関しては、上記書類の他に、履修ポイント登録をするための証明書類（学会や論文の履修ポイント基準を満たしていることが証明できる書類）の提出が、試験申込時に必要です。詳細は「履修ポイント マイページ登録の手引き」参照。

・大項目 7．大学院修了は P.46、文部科学省に選定されたプログラム修了は P.47 を参照。

・大項目 8．11．は本領域では使用できません。

・大項目 9. の生涯学習課が定める資格は 1 申請につき 1 資格まで使用できます。※1 度申請に用いた資格は更新・進級等を行っても以後一切の申請には使用できません。
・要件 I.および II.ともに、指定のポイント数よりも超過して申請した分のポイントは切り捨てになります。（例えば、要件 I.にて健康増進・参加のポイントを 70p 申請した場合は、超過分 10p は切り捨てになります。）

こ　ん　な　時　は　？

→　P.33 の内容を確認してください。

16）介護予防

【認定理学療法士（介護予防）申請のための 100p 履修要件】

I. 介護予防に関連した自由選択の活動（履修ポイント基準表 大項目１.～6.および 9.11.※）にて 60p

上記の大項目のうち、領域別有効設定にて認定理学療法士（介護予防）が認定されている講習会・研修会の受講活動を申請します。

※「自己能力レベル確認シート（レベル２）」（大項目 11.）のポイントは、１申請につき 10p が上限です。年度末登録のためマイページ未登録の見込みポイントは使用できません。

II. 神経理学療法専門分野、運動器理学療法専門分野、内部理学療法専門分野に関連した自由選択の活動（履修ポイント基準表 大項目１.～6.および 9.）にて 40p

上記の大項目のうち、領域別有効設定にて認定理学療法士（脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害、運動器、切断、スポーツ理学療法、徒手理学療法、循環、呼吸、代謝）が認定されている講習会・研修会の受講活動を申請します。

＊認定理学療法士（介護予防）に該当しても上記領域が含まれていない場合は使用できません。

<その他．>

・ 過去に「認定理学療法士（介護予防）暫定のための研修」修了者は、80p 分免除されます。※

※要件 I.および II.のどちらのポイントを免除するかは申請者が決めることができます。

＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

【解説】 ★履修ポイント基準表をあわせて確認してください。

・大項目 1．5．6．は、その学会や研修会の種類・内容に限らず履修ポイント基準を満たしていれば、要件 I.および II.のポイントとして使用できます。＊ただし、他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

・要件 I.において、大項目 2．9．は、領域別有効設定が認定理学療法士（介護予防）となっているものが 60p 必要です。

・要件 II.において、大項目 2．9．は、領域別有効設定が認定理学療法士（脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害、運動器、切断、スポーツ理学療法、徒手理学療法、循環、呼吸、代謝）となっているものが 40p 必要です。ただし、これらの領域の認定必須研修会は使用できません。（認定必須研修会は、認定理学療法士申請のための条件②に該当し、本条件⑤としての使用はできません。）

・大項目 3．4．でのポイントは、要件 I.および II.のいずれであっても、論文・著作物・学会発表内容（学会名が明記されているもの）**全文**を試験申込時に提出する必要があり、その内容が審査により本領域に則していると判断された場合ポイントとして認められます。なお、マイページにポイントが登録されていない活動に関しては、上記書類の他に、履修ポイント登録をするための証明書類（学会や論文の履修ポイント基準を満たしていることが証明できる書類）の提出が、試験申込時に必要です。詳細は「履修ポイント マイページ登録の手引き」参照。

・大項目 7．大学院修了は P.46、文部科学省に選定されたプログラム修了は P.47 を参照。

・大項目 8. は本領域では使用できません。
・大項目 9. の生涯学習課が定める資格は 1 申請につき 1 資格まで使用できます。※ただし 1 度申請に用いた資格は、更新・進級等を行っても以後一切の申請には使用できません。
・大項目 11.「自己能力レベル確認シート（レベル 2)」は、要件 I.のうち 10p を上限として使用できます。年度末登録のため、申請時点でマイページに登録がないものの見込み使用はできません。
・要件 I.および II.ともに、指定のポイント数よりも超過して申請した分のポイントは切り捨てになります。(例えば、要件 I.にて介護予防のポイントを 70p 申請した場合は、超過分 10p は切り捨てになります。)

こ　ん　な　時　は　？

→　P.33 の内容を確認してください。

17）補装具

【認定理学療法士（補装具）申請のための 100p 履修要件】

I. 補装具に関連した自由選択の活動（履修ポイント基準表 大項目１.～6.および 9.）にて 60p

上記の大項目のうち、領域別有効設定にて認定理学療法士（補装具）が認定されている講習会・研修会の受講活動を申請します。

II. 神経理学療法専門分野、運動器理学療法専門分野、内部理学療法専門分野に関連した自由選択の活動（履修ポイント基準表 大項目１.～6.および 9.）にて 40p

上記の大項目のうち、領域別有効設定にて認定理学療法士（脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害、運動器、切断、スポーツ理学療法、徒手理学療法、循環、呼吸、代謝）が認定されている講習会・研修会の受講活動を申請します。

＊認定理学療法士（補装具）に該当しても上記領域が含まれていない場合は使用できません。

＜その他．＞

- 過去に「福祉用具ベーシックセミナー」修了者は、40p 分免除されます。※
- 過去に「福祉用具アドバンスセミナー」修了者は、80p 分免除されます。※

※要件 I.および II.のどちらのポイントを免除するかは申請者が決めることができます。

＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

【解説】 ★履修ポイント基準表をあわせて確認してください。

・大項目 1．5．6．は、その学会や研修会の種類・内容に限らず履修ポイント基準を満たしていれば、要件 I.および II.のポイントとして使用できます。
＊ただし、他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

・要件 I.において、大項目 2．9．は、領域別有効設定が認定理学療法士（補装具）となっているものが 60p 必要です。

・要件 II.において、大項目 2．9．は、領域別有効設定が認定理学療法士（脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害、運動器、切断、スポーツ理学療法、徒手理学療法、循環、呼吸、代謝）となっているものが 40p 必要です。ただし、これらの領域の認定必須研修会は使用できません。（認定必須研修会は、認定理学療法士申請のための条件②に該当し、本条件⑤としての使用はできません。）

・大項目 3．4．でのポイントは、要件 I.および II.のいずれであっても、論文・著作物・学会発表内容（学会名が明記されているもの）**全文**を試験申込時に提出する必要があり、その内容が審査により本領域に則していると判断された場合ポイントとして認められます。なお、マイページにポイントが登録されていない活動に関しては、上記書類の他に、履修ポイント登録をするための証明書類（学会や論文の履修ポイント基準を満たしていることが証明できる書類）の提出が、試験申込時に必要です。詳細は「履修ポイント マイページ登録の手引き」参照。

・大項目 7．大学院修了は P.46、文部科学省に選定されたプログラム修了は P.47 を参照。

・大項目 8．11．は本領域では使用できません。

・大項目 9．の生涯学習課が定める資格は 1 申請につき 1 資格まで使用できます。
＊ただし 1 度申請に用いた資格は、更新・進級等を行っても以後一切の申請には使用できません。

・要件 I.および II.ともに、指定のポイント数よりも超過して申請した分のポイントは切り捨てになります。（例えば、要件 I.にて補装具のポイントを 70p 申請した場合は、超過分 10p は切り捨てになります。）

こ　ん　な　時　は　？

→　P.33 の内容を確認してください。

物理療法理学療法専門分野

物理療法理学療法専門分野には、**物理療法**、**褥瘡・創傷ケア**、**疼痛管理**の 3 領域が含まれます。

18）物理療法

【認定理学療法士（物理療法）申請のための 100p 履修要件】

I.　物理療法に関連した活動（履修ポイント基準表大項目 1.～6.および 9.）にて 100p

領域別有効設定にて認定理学療法士（物理療法）が認定されている講習会・研修会の受講活動を申請します。

＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

【解説】　★履修ポイント基準表をあわせて確認してください。

・大項目 1．5．6．は、履修ポイント基準を満たしていれば、その学会や研修会の種類・内容に限らず使用できます。＊ただし、他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

・大項目 2．は、領域別有効設定が（物理療法）として認定されているものに限り使用できます。

・大項目 3．4．は、論文・著作物・学会発表内容（学会名が明記されているもの）**全文**を試験申込時に提出する必要があり、その内容が審査により本領域に則していると判断された場合ポイントとして認められます。なお、マイページにポイントが登録されていない活動に関しては、上記書類の他に、履修ポイント登録をするための証明書類（学会や論文の履修ポイント基準を満たしていることが証明できる書類）の提出が、試験申込時に必要です。詳細は「履修ポイント マイページ登録の手引き」参照。

・大項目 7．大学院修了は P.46、文部科学省に選定されたプログラム修了は P.47 を参照。

・大項目 8．11．は本領域では使用できません。

・物理療法に関連した資格の申請ができます。その資格についての「資格証明書」、「認定学会の会則」、「認定基準を明記した書類」等のコピーを添付してください。提出された書類をもとに審査が行われ、認められた場合、1 資格につき 40p となります。使用できる資格は 1 申請につき 1 資格までです。

＊ただし 1 度申請に用いた資格は、更新・進級等を行っても以後一切の申請には使用できません。

こ　ん　な　時　は　？

- 物理療法に関連した資格は、褥瘡・創傷ケアや疼痛管理の領域でも使えるのですか。
  ⇒使用できます。
- 研修会のテーマや内容はこの領域に関連していますが、領域別有効設定に申請領域が認定されていない研修会について。　⇒　P.21 参照

19）褥瘡・創傷ケア

【認定理学療法士（褥瘡･創傷ケア）申請のための 100p 履修要件】

I.　褥瘡･創傷ケアに関連した活動（履修ポイント基準表大項目 1.～6.および 9.）にて 100p

領域別有効設定にて認定理学療法士（褥瘡・創傷ケア）が認定されている講習会・研修会の受講活動を申請します。

＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

【解説】　★履修ポイント基準表をあわせて確認してください。

・大項目 1．5．6．は履修ポイント基準を満たしていれば、その学会や研修会の種類・内容に限らず使用できます。＊ただし、他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

・大項目 2．9．は、領域別有効設定が（褥瘡・創傷ケア）として認定されているものに限り申請に使用できます。

※ただし 1 度申請に用いた資格は、更新・進級等を行っても以後一切の申請には使用できません。

・大項目 3．4．は、論文・著作物・学会発表内容（学会名が明記されているもの）**全文**を試験申込時に提出する必要があり、その内容が審査により本領域に則していると判断された場合ポイントとして認められます。なお、マイページにポイントが登録されていない活動に関しては、上記書類の他に、履修ポイント登録をするための証明書類（学会や論文の履修ポイント基準を満たしていることが証明できる書類）の提出が、試験申込時に必要です。詳細は「履修ポイント マイページ登録の手引き」参照。

・大項目 7．大学院修了は P.46、文部科学省に選定されたプログラム修了は P.47 を参照。

・大項目 8．11．は、本領域では使用できません。

・物理療法に関連した資格の申請ができます。その資格についての「資格証明書」、「認定学会の会則」、「認定基準を明記した書類」等のコピーを添付してください。提出された書類をもとに審査が行われ、認められた場合、1 資格につき 40p となります。使用できる資格は 1 申請につき 1 資格までです。

※ただし 1 度申請に用いた資格は、更新・進級等を行っても以後一切の申請には使用できません。

こ　ん　な　時　は　？

→　P.40 の内容を確認してください。

20）疼痛管理

【認定理学療法士（疼痛管理）申請のための 100p 履修要件】

I.　疼痛管理に関連した活動（履修ポイント基準表大項目 1.～6.および 9.）にて 100p

領域別有効設定にて認定理学療法士（疼痛管理）が認定されている講習会・研修会の受講活動を申請します。

＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

【解説】　★履修ポイント基準表をあわせて確認してください。

・大項目 1．5．6．は、履修ポイント基準を満たしていれば、その学会や研修会の種類・内容に限らず使用できます。＊ただし、他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

・大項目 2．は、領域別有効設定が（疼痛管理）として認定されているものに限り使用できます。

・大項目 3．4．は、論文・著作物・学会発表内容（学会名が明記されているもの）**全文**を試験申込時に提出する必要があり、その内容が審査により本領域に則していると判断された場合ポイントとして認められます。なお、マイページにポイントが登録されていない活動に関しては、上記書類の他に、履修ポイント登録をするための証明書類（学会や論文の履修ポイント基準を満たしていることが証明できる書類）の提出が、試験申込時に必要です。詳細は「履修ポイント マイページ登録の手引き」参照。

・大項目 7．大学院修了は P.46、文部科学省に選定されたプログラム修了は P.47 を参照。

・大項目 8．11．は本領域では使用できません。

・物理療法に関連した資格の申請ができます。その資格についての「資格証明書」、「認定学会の会則」、「認定基準を明記した書類」等のコピーを添付してください。提出された書類をもとに審査が行われ、認められた場合、1 資格につき 40p となります。ただし、使用できる資格は 1 申請につき 1 資格までです。

※ただし 1 度申請に用いた資格は、更新・進級等を行っても以後一切の申請には使用できません。

こ　ん　な　時　は　？

→　P.40 の内容を確認してください。

教育・管理理学療法専門分野

教育・管理理学療法専門分野には、**臨床教育**、**管理・運営**、**学校教育**の 3 領域が含まれます。

21）臨床教育

【認定理学療法士（臨床教育）申請のための 100p 履修要件】

I. 臨床教育に関連した活動（履修ポイント基準表大項目 1.～6.および８.）にて 100p

領域別有効設定にて認定理学療法士（臨床教育）が認定されている講習会・研修会の受講活動を申請します。

＊臨床実習指導者としての業績（大項目８.）は、1 年間ごとに 40p を上限とする。

＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

【解説】　★履修ポイント基準表をあわせて確認してください。

・大項目 1. 5. 6. は、履修ポイント基準表を満たしていれば、その学会や研修会の種類・内容に限らず使用できます。＊ただし、他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

・大項目 2. は、領域別有効設定が（臨床教育）として認定されているものに限り使用できます。

・大項目 3. 4. は、論文・著作物・学会発表内容（学会名が明記されているもの）**全文**を試験申込時に提出する必要があり、その内容が審査により本領域に則していると判断された場合ポイントとして認められます。なお、マイページにポイントが登録されていない活動に関しては、上記書類の他に、履修ポイント登録をするための証明書類（学会や論文の履修ポイント基準を満たしていることが証明できる書類）の提出が、試験申込時に必要です。詳細は「履修ポイント マイページ登録の手引き」参照。

・大項目 7. の大学院修了は P.46、文部科学省に選定されたプログラム修了、「PT・OT・ST 養成施設教員等講習会」修了は P.47 参照。

・大項目 8. の臨床実習指導者としての業績は、1 年間につき 40p を上限として使用できます。年が異なれば、各年毎 40p ずつ使用できます。

こ　ん　な　時　は　？

- 臨床実習生指導者としての業績（大項目 8.）は、担当した年が異なれば 100p 分のすべてをこのポイントで申請できますか。
  ⇒1 年につき 40p を上限として、すべて実習生指導のポイントで申請可能です。
  例：2015 年：40p、2016 年：40p、2017 年：20p の計 100p で申請など。
- 研修会のテーマや内容はこの領域に関連していますが、領域別有効設定に申請領域が認定されていない研修会について。　⇒　P.21 参照

22）管理・運営

【認定理学療法士（管理･運営）申請のための 100p 履修要件】

I.　臨床教育に関連した活動（履修ポイント基準表大項目 1.～6.および 8.9）にて 100p

領域別有効設定にて認定理学療法士（管理・運営）が認定されている講習会・研修会の受講活動を申請します。

＊臨床実習指導者としての業績（大項目 8.）は、1 年間ごとに 40p を上限とする。

＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

【解説】　★履修ポイント基準表をあわせて確認してください。

・大項目 1．5．6．は、履修ポイント基準を満たしていれば、その学会や研修会の種類・内容に限らず使用できます。＊ただし、他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。
大項目 2．9．は、領域別有効設定が（管理・運営）として認定されているものに限り使用できます。
※ただし 1 度申請に用いた資格は、更新・進級等を行っても以後一切の申請には使用できません。

・大項目 3．4．は、論文・著作物・学会発表内容（学会名が明記されているもの）**全文**を試験申込時に提出する必要があり、その内容が審査により本領域に則していると判断された場合ポイントとして認められます。なお、マイページにポイントが登録されていない活動に関しては、上記書類の他に、履修ポイント登録をするための証明書類（学会や論文の履修ポイント基準を満たしていることが証明できる書類）の提出が、試験申込時に必要です。詳細は「履修ポイント マイページ登録の手引き」参照。

・大項目 7．の大学院修了は P.46、文部科学省に選定されたプログラム修了、「PT・OT・ST 養成施設教員等講習会」修了は P.47 参照。

・大項目 8．の臨床実習指導者としての業績は、1 年間につき 40p を上限として使用できます。年が異なれば、各年毎 40p ずつ使用できます。

こ　ん　な　時　は　？

→　P.43 の内容を確認してください。

23）学校教育

【認定理学療法士（学校教育）申請のための 100p 履修要件】

I.　臨床教育に関連した活動（履修ポイント基準表大項目 1.～6.および８.）にて 100p

領域別有効設定にて認定理学療法士（学校教育）が認定されている講習会・研修会の受講活動を申請します。

＊臨床実習指導者としての業績（大項目 8.）は、1 年間ごとに 40p を上限とする。

＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

【解説】　★履修ポイント基準表をあわせて確認してください。

・大項目 1. 5. 6. は、履修ポイント基準を満たしていれば、その学会や研修会の種類・内容に限らず使用できます。＊ただし、他団体主催学会の WEB 参加は対象外です。

・大項目 2. は、領域別有効設定が（学校教育）として認定されているものに限り使用できます。

・大項目 3. 4. は、論文・著作物・学会発表内容（学会名が明記されているもの）**全文**を試験申込時に提出する必要があり、その内容が審査により本領域に則していると判断された場合ポイントとして認められます。なお、マイページにポイントが登録されていない活動に関しては、上記書類の他に、履修ポイント登録をするための証明書類（学会や論文の履修ポイント基準を満たしていることが証明できる書類）の提出が、試験申込時に必要です。詳細は「履修ポイント マイページ登録の手引き」参照。

・大項目 7. の大学院修了は P.46、文部科学省に選定されたプログラム修了、「PT・OT・ST 養成施設教員等講習会」修了は P.47 参照。

・大項目 8. の臨床実習指導者としての業績は、1 年間につき 40p を上限として使用できます。年が異なれば、各年毎 40p ずつ使用できます。

こ　ん　な　時　は　？

→　P.43 の内容を確認してください。

補足

大学院修了（修士課程または博士課程）

大学院修了は、修士・博士論文の内容が**申請領域に則した内容であれば**、「各領域の履修要件に即したポイント」100P として申請できます。
試験申請時に提出された修士または論文内容によって申請領域に則しているかが審査されます。そのため、ポイントがマイページに登録されていても、試験申請時に改めて修士または博士論文の**全文**のコピーを提出する必要があります。

★履修ポイント登録の申請の手続き方法は、会員専用コンテンツ内より確認してください。
履修ポイントのマイページへの登録
URL：https://support.japanpt.or.jp/privilege/education/lifelonglearning/S06/

文部科学省に選定された「課題解決型高度医療人材プログラム」

・　大阪府立大学　「地域リハビリテーション学コース」

脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、運動器、切断、循環、呼吸、代謝、
地域理学療法、健康増進・参加、介護予防、臨床教育、管理・運営

・　長崎大学　「臨床指導者養成教育コース」

ひと、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害、運動器、切断、
スポーツ、徒手、循環、呼吸、代謝、地域理学療法、健康増進・参加、
介護予防、補装具、物理療法、褥瘡・創傷ケア、疼痛管理、
臨床教育、管理・運営、学校教育

・　長崎大学　「地域包括ケア人材養成コース」

脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、運動器、切断、循環、呼吸、代謝、
地域理学療法、健康増進・参加、介護予防、臨床教育、管理・運営

文部科学省に選定された「職業実践力育成プログラム」

・　兵庫医療大学　「PT・OT 臨床力ステップアッププログラム」

脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害、運動器、スポーツ理学療法
切断、徒手理学療法、循環、呼吸、代謝、地域理学療法、介護予防、
健康増進・参加、補装具、物理療法、褥瘡・創傷ケア、疼痛管理、臨床
教育、管理・運営、学校教育

・　大阪府立大学　「地域リハビリテーション学コース」

脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、運動器、切断、循環、呼吸、代謝、
地域理学療法、健康増進・参加、介護予防、臨床教育、管理・運営

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士　養成施設教員等講習会修了

該当領域の「各領域の履修要件に即したポイント」100P として申請できます。
マイページに登録がない場合は、試験申請時に修了証明書を添付してください。

学校教育、臨床教育、管理・運営

症例報告の審査内容と基準

症例報告は、その領域の認定理学療法士を資するにふさわしい知識、臨床経験、判断力を有しているかを審査するためのものであり、その領域として適切な症例を選定する能力、臨床実践能力、考察力、症例報告書としての文章構成力などを総合的に審査します。したがって、なぜその認定領域としてその症例を選んだのかの選定力も含めて審査対象となります。（各領域において認定理学療法士として研修生や後輩等への適切な指導ができるだけの臨床能力を有しているか、臨床の現場での適切な他職種や施設間連携が可能な内容の症例報告が作成できているかなど。）

その領域として適切な症例であるかどうかは、「専門理学療法士（7 分野）、認定理学療法士（23 領域）と定義」を踏まえて、それぞれの受験者が自身で判断する必要があります。また認定理学療法士は新プロを修了後の過程ですので、症例は新プロを修了した後の症例を用いてください。

＊症例報告のフォーマット、記載例は会員専用コンテンツ内、「認定理学療法士」を確認してください。

記載例は各専門分野で 1 つ以上の記入例を公開しています。不適切な記入例や審査指標も公開していますのでご参照ください。

専門理学療法士（7 分野)、認定理学療法士（23 領域）と定義

専門理学療法士 （7 専門分野）	認定理学療法士 （23 領域）	定義
1. 基礎理学療法 専門理学療法士 （基礎理学療法）	1) ひとを対象とした基礎領域	ひとを対象とした基礎理学療法の知識と技能を修得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	2) 動物・培養細胞を対象とした基礎領域	実験動物や培養細胞に関する基礎理学療法の知識と技術を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
2. 神経理学療法 専門理学療法士 （神経理学療法）	3) 脳卒中	脳卒中・頭部外傷に代表される神経障害の理学療法に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	4) 神経筋障害	神経筋疾患に代表される神経障害の理学療法に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	5) 脊髄障害	脊髄損傷などに代表される神経障害の理学療法に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	6) 発達障害	心身の発達障害の理学療法に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
3. 運動器理学療法 専門理学療法士 （運動器理学療法）	7) 運動器	骨関節疾患などに代表される運動器障害の理学療法に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	8) 切断	壊死、腫瘍、外傷疾患などに代表される四肢切断の理学療法に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	9) スポーツ理学療法	スポーツに関連した外傷・障害に代表される理学療法に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	10) 徒手理学療法	徒手理学療法に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる

専門理学療法士 （7 専門分野）	認定理学療法士 （23 領域）	定義
4. 内部障害理学療法 専門理学療法士 （内部障害理学療法）	11) 循環	心大血管疾患、心循環機能低下などに代表される循環障害の理学療法に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	12) 呼吸	呼吸器疾患、呼吸機能低下などに代表される呼吸障害の理学療法に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	13) 代謝	糖尿病、肥満症、脂質異常症などに代表される代謝障害の理学療法に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
5. 生活環境支援理学療法 専門理学療法士 （生活環境支援理学療法）	14) 地域理学療法	地域・在宅における理学療法に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	15) 健康増進・参加	健康増進・参加に関する理学療法の知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	16) 介護予防	介護予防ならびに障害予防に関する理学療法の知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	17) 補装具	義肢・装具や福祉機器・用具に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
6. 物理療法 専門理学療法士 （物理療法）	18) 物理療法	光線、電気などの物理的な刺激を生体に適用するための知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	19) 褥瘡・創傷ケア	創傷ケアなどに関する物理療法の知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	20) 疼痛管理	疼痛に関する物理療法の知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる

専門理学療法士 （7 専門分野）	認定理学療法士 （23 領域）	定義
7. 教育管理理学療法 専門理学療法士（教育管理理学療法）	21) 臨床教育	臨床教育（卒前および卒後）に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	22) 管理・運営	職場の労務管理・運営および衛生管理・運営に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	23) 学校教育	理学療法士養成教育に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、適切に実践することができる

認定理学療法士制度に関するお問い合わせ先

・　公益社団法人日本理学療法士協会　事務局
　生涯学習課（認定・専門理学療法士担当）
　【E-mail】　ninteisenmon@japanpt.or.jp

・　こちらも参照してください。
　よくあるお問い合わせ　⇒【協会 HP　FAQ（生涯学習）】
　http://www.japanpt.or.jp/inquiry/faq/lifelonglearning/

認定理学療法士、専門理学療法士資格取得および更新に関わる履修ポイント基準（2020年1月改定　※2020年11月修正）

マイページへのポイント登録方法

自動登録：学会・研修会等の主催者・管理者より、ポイント付与対象者の名簿提出後、約2ヵ月でマイページへ登録される。（会員個人が個別に手続きする必要はありません。）

郵送申請要：履修情報修正依頼の郵送手続きが必要です。詳細のお手続き方法は協会HPまたは履修情報登録の手引き」をご確認ください。添付資料が全てそろっていない場合にはポイント登録されません。

2012年3月31日以前の「3、論文・著作」「7、大学院修了の読み替え」「9、生涯学習課が定める資格」以外は登録期間が過ぎているため、申請いただいてもマイページに登録はできません。

2022年4月1日より新生涯学習制度が開始します。現行の認定・専門理学療法士制度変更に伴い、申請に係る要件や本「履修ポイント基準」も変更となります。

大項目	項　目				履修ポイント	詳細
1. 学会参加 ＊A-1 自動登録 郵送申請要	1-1)	日本理学療法学術大会 **＊A-2**			20	**＊A-1** 招待者（学生・無料参加等）は参加ポイント対象外 ただし発表した場合、発表ポイントは対象となるので別途申請が必要（大項目4 参照） **＊A-2** 1－1）日本理学療法学術大会は2017年度まで。 2018年度より1－2）（分科学会による分散開催） **＊A-3 各分科学会・部門が主催する学術大会、学術集会、研究会等** 分科学会学術大会一覧　http://jspt.japanpt.or.jp/conference/ **＊A-4** 対面開催以外の形式（WEB開催等）はポイント対象外 会場での対面方式とWEB方式を併用して開催する学会の場合は、会場での参加が主催によって明確に証明出来る場合のみポイント登録可 申請方法詳細は「履修ポイント　マイページ登録の手引き」p3～を必ず確認すること
	1-2)	分科学会学術大会 **＊A-3**			20	
	1-3)	世界理学療法学会（以下「WCPT」）			20	
	1-4)	アジア理学療法学会（以下「ACPT」）・日韓カンファレンス			20	
	1-5)	2015年3月まで開催のブロック学術集会・学会			10	
		2015年4月以降開催のブロック学術集会・学会			15	
	1-6)	都道府県士会学術集会・学会			10	
	1-7)	関連学会①：学際領域の他団体主催の学会・学術集会（全国学会のみ対象、**地方学会やブロック学会は対象外**） **（共同開催の場合どちらか一方の学会のみがポイント対象）＊A-4**			10	
		日本音声言語医学会学術講演会	日本運動器科学会（旧　日本運動器リハビリテーション学会も対象）			
		日本義肢装具学会学術大会	日本言語聴覚学会	日本呼吸ケア・リハビリテーション学会		
		日本コミュニケーション障害学会学術講演会	日本作業療法学会	日本整形外科スポーツ医学会		
		日本職業リハビリテーション学会	日本臨床栄養代謝学会学術集会　（旧　日本静脈経腸栄養学会・学術集会も対象）			
		日本褥瘡学会	日本心臓リハビリテーション学会	日本摂食・嚥下リハビリテーション学会		
		日本糖尿病学会	日本リハビリテーション医学会学術集会	日本リハビリテーション看護学会学術大会		
		日本臨床神経生理学会	日本臨床スポーツ医学会	リハビリテーション・ケア合同研究大会		
	1-8)	関連学会②：1-7）以外の医学・工学・福祉学などの学術集会・学会での「関連学会の要件」a**または**bを満たすもの （全国学会のみ対象、**地方学会やブロック学会は対象外**） **（共同開催の場合どちらか一方の学会のみがポイント対象）＊A-4** a.　日本学術会議協力学術研究団体に登録している団体 ※日本学術会議ホームページ（ http://www.scj.go.jp/ ）参照 b.　a.には含まれないが以下の件を満たす学会・学術集会 1）当該団体(主催)の定款・役員名簿が公になっていること 2）当該団体(主催)の事務局が明記され，問い合わせに対応することができること 3）参加を証明する書類(参加証・領収書)が発行されていること			10	
2. 講習会・研修会の受講 ＊B-1 自動登録 郵送申請要	日本理学療法学術研修大会　（2017年10月まで開催の「日本理学療法士協会 全国学術研修大会」も対象）				2-1)	20	**＊B-1** 原則として1コマ90分以上で、2コマ以上（180分以上）がポイント対象 **＊B-2**「9.生涯学習課が定める資格」取得・更新のための研修会・講習会はポイント対象外 **＊B-3** 協会e ラーニングはコンテンツ時間数によりポイント数が異なる また、各チャプター全てにおいて確認テストで一定基準を正答し、合格する必要がある
	理学療法士講習会　（旧「現職者講習会」を含む）				2-2)	20	
	協会主催研修会				2-3)	20	
	都道府県士会主催学術研修大会				2-5)	10	
	都道府県士会主催研修会（講師が認定理学療法士または専門理学療法士を取得している）					
	該当都道府県士会が認める場合の士会活動の参加の読み替え					
	事前にポイント認証審査が通った講習会・研修会	協会が後援する講習会・研修会			2-4)	10	
		都道府県士会が主催する講習会・研修会（講師が他職種）			2-5)	10	
		都道府県士会が後援する講習会・研修会			2-6)	5	
		他団体が主催する講習会・研修会（士会、協会の後援なし）**＊B-2**			2-7)	5	
	協会eラーニング・オンラインセミナー**＊B-3**				2-8)	5～20	
	ブロックが主催する講習会・研修会				2-9)	15	
3. 論文・著作 ＊C-1 自動登録 郵送申請要	「理学療法学」・「Physical Therapy Research」 旧「Journal of the Japanese Physical Therapy Association」	「研究論文」「症例研究」	3-1)	筆頭著者	80	**＊C-1** 学術集会・大会の発表に関しての論文集・抄録集は、「発表」証明としては使用できるが、一般的に「論文」には該当しない（例：第〇回△△学会プログラム集・論文集として発行された雑誌に掲載されたもの） **＊C-2** SCI・SSCIに掲載があるもの（英語論文のみ）　SCI・SSCIについては「履修ポイント　マイページ登録の手引き」P17～参照 **＊C-3** 同著書名で既にポイント登録されている場合の版改訂はポイント対象外 **＊C-4** この場合の共著者とは、当該書籍に5頁以上の執筆がある者をいう　（1セクションを複数で書いている場合、著者人数×5頁以上が必要） **＊C-5** 依頼原稿の共著者は対象外 **＊C-6** この場合の翻訳者とは、当該書籍に10頁以上翻訳した者をいう （複数で翻訳している場合、翻訳者人数×10頁以上が必要）
			3-2)	共著者	10	
		「短報」	3-3)a	筆頭著者	40	
			3-5)a	共著者	5	
		「総説」「症例報告」「実践報告」「紹介」「依頼原稿（臨床実践講座や臨床入門講座）」等	3-7)a	筆頭著者	30	
	SCI・SSCI 登録雑誌掲載の「研究論文」「症例研究」**＊C-2**		3-3)b	筆頭著者	40	
			3-5)b	共著者	5	
	下記指定のデータベースのいずれかに登録がある雑誌の投稿論文・著書 1. 医中誌Web（特定非営利活動法人医学中央雑誌刊行会） 2. J-STAGE（独立行政法人科学技術振興機構） 3. CiNii（国立情報学研究所） 4. MEDLINE & PubMed 5. NDL-OPAC（国立国会図書館） メディカルオンラインは対象外	査読付きリハ関連雑誌の論文・短報等（海外誌を含む）	3-4)	筆頭著者	10	
			3-5)c	共著者	5	
		著書・編著書 **＊C-3**	3-6)	主たる編著者	80	
			3-7)b	共著者**＊C-4**	30	
		依頼原稿（総説・解説等）**＊C-5**	3-7)c	筆頭著者	30	
		海外書籍の翻訳者 **＊C-6**	3-7)d	10頁以上の翻訳者	30	
4. 学会発表等 自動登録 郵送申請要	4-1)	「日本理学療法学術大会」・「分科学会学術大会」**＊A-2**でのシンポジスト・パネリストの筆頭演者、講演講師等			15	**＊D-1** 全国学会のみ対象（地方学会やブロック学会は対象外） **＊D-2** 関連学会①②の座長・司会は対象外 **＊D-3** 対面開催以外の形式（WEB・誌上のみの発表等）はポイント対象外 会場での対面方式とWEB方式を併用して開催する学会の場合は、現地会場での発表が主催によって明確に証明出来る場合のみポイント登録可
		「WCPT」・「ACPT」・「日韓カンファレンス」でのシンポジスト・パネリストの筆頭演者、講演講師等				
	4-2)	「日本理学療法学術大会」・「分科学会学術大会」**＊A-2**での一般発表（指定演題含む）の筆頭演者			10	
		「WCPT」・「ACPT」・「日韓カンファレンス」での一般発表（指定演題含む）の筆頭演者				
	4-3)	「ブロック学術集会・学会」・「都道府県士会学術集会・学会」でのシンポジスト・パネリストの筆頭演者、講演講師等			10	
	4-4)	「ブロック学術集会・学会」・「都道府県士会学術集会・学会」での一般発表（指定演題含む）の筆頭演者			5	
	4-5)	「関連学会①②」**＊D-1**でのシンポジスト・パネリストの筆頭演者、講演講師等 **＊D-3**			10	
	4-6)	「関連学会①②」**＊D-1**での一般発表（指定演題含む）の筆頭演者 **＊D-3**			5	
	4-7)	「日本理学療法学術大会」・「分科学会学術大会」での座長・司会 **＊D-2**			10	
		「WCPT」・「ACPT」・「日韓カンファレンス」での座長・司会 **＊D-2**				
	4-8)	「ブロック学術集会・学会」・「都道府県士会学術集会・学会」での座長・司会 **＊D-2**			5	
	4-9)	都道府県士会主催の症例検討会での座長 **＊D-2**			2	

認定理学療法士、専門理学療法士資格取得および更新に関わる履修ポイント基準（2020年1月改定　※2020年11月修正）

※認定・専門理学療法士申請時にはポイントとして認められない場合もありますので、必ず申請領域・分野の履修要件をご確認下さい。

大項目	項　目			履修ポイント	詳細
5. 講習会・研修会の講師 **＊E-1 ＊E-2** □ 自動登録 ■ 郵送申請要	5-1）	日本理学療法学術研修大会		15	**＊E-1** 講習会・研修会等における講師ポイントは以下の者が対象 ・「主たる講師」：1コマ90分以上の講義あるいは90分以上の演習で、その中心講師となる者 新人教育プログラム講師は60分以上 ・「従たる講師」：1コマ90分以上の演習で、その補助講師となる者（当該ポイントの2/3　端数は切り捨て） 新人教育プログラムの従たる講師は60分以上 ・「主たる講師」「従たる講師」いずれも講習会・研修会等において、講義・講演そのものに関わる必要があり、会の運営のみに関わる人員は講師に含まない ・会の運営のみに関わる人員（運営スタッフ）に関しては、運営責任者の証明をもって「参加ポイント」(大項目2-1)～6)、9))の対象 **＊E-2** 自治体・各種団体等から各都道府県士会に講師派遣依頼があった場合は都道府県士会からのリスト提出をもって「6）都道府県士会が後援する講習会・研修会の講師ポイント」の対象となるため、必ず士会に問い合わせること **＊E-3** 1テーマにつき1名の指導者が担当した場合のみ
	5-2）	理学療法士講習会		20	
	5-3）	協会主催研修会		20	
	5-4）	協会が後援する講習会・研修会		15	
	5-5）	都道府県士会主催の講習会・研修会		10	
	5-6）	都道府県士会が後援する講習会・研修会		10	
	5-7）	新人教育プログラム臨床見学受入施設の指導者**＊E-3**		10	
	5-8）	ブロックが主催する講習会・研修会		15	
6. 論文・学会演題の査読 □ 自動登録 ■ 郵送申請要	6-1）	「理学療法学」「Physical Therapy Research」「(旧)Journal of the Japanese Physical Therapy Association」投稿論文の査読者**＊F-1**		10	**＊F-1** 論文1編を1件とする **＊F-2** 主催者から査読者リストが提出される場合と、個人の郵送申請が必要な場合があるため、まずは管轄団体に確認すること ※郵送申請の場合、雑誌発行団体あるいは学会主催者による証明が必要 **＊F-3** 1回の学会での担当演題はまとめて1件とする **＊F-4** 演題査読のポイントは学会開催終了日にてポイント取得となる
	6-2）	ブロック・都道府県士会の発行する雑誌の投稿論文に対する査読者**＊F-1、＊F-2**		5	
	6-3）	「日本理学療法学術大会」・「分科学会学術大会」の演題査読者**＊F-3、＊F-4**		5	
	6-4）	「ブロック学術集会・学会」・「都道府県士会学術集会・学会」の演題査読者**＊F-3、＊F-4**		2	
7. 大学院修了の読み替え等 **＊G-1** □ 自動登録 ■ 郵送申請要	修士課程（博士前期課程）修了もしくは博士課程（博士後期課程）修了		7-1）	100	**＊G-1** 新人教育プログラム修了以前に取得した場合も対象 **＊G-2** コース修了後に改姓または異動された方はマイページをご確認いただき、登録がない場合には郵送申請が必要 **＊G-3** 自動登録（保留）としていたが、郵送申請が必要
	2014年度に文部科学省に選定された「課題解決型高度医療人材プログラム」 郵送申請不要 **＊G-2**	大阪府立大学 「地域リハビリテーション学コース」修了	7-2）	100	
		長崎大学 「臨床指導者養成教育コース」修了	7-3）		
		長崎大学 「地域包括ケア人材養成コース」修了	7-4）		
	PT.OT.ST養成施設教員等講習会 **＊G-3**	「PT.OT.ST養成施設教員等講習会」修了	7-5）		
	文部科学省に選定された「職業実践力育成プログラム」 郵送申請不要 **＊G-2**	兵庫医療大学「PT・OT臨床カステップアッププログラム」修了	7-6）	100	
		大阪府立大学 「地域リハビリテーション学コース」修了	7-7）		
8. 臨床実習指導者としての業績 **＊H-1** 郵送申請要	8-1）	臨床実習の主たる指導者（6週間以上の実習指導）		20	**＊H-1**「臨床実習の主たる指導者」とは、実習期間において実習生のマネジメントを担当し、かつ実習生の担当する1症例以上を直接指導した者をいう ただし、下記の場合、ポイントは対象外 ①2週間未満の実習指導の場合 ②実習開始日が新人教育プログラム修了前の場合
	8-2）	臨床実習の主たる指導者（2~5週間の実習指導）		10	
9. 生涯学習課が定める資格 **＊K-1、K-2、K-3、K-4** □ 自動登録 ■ 郵送申請要	9-1）	死体解剖資格		40	**＊K-1** 新人教育プログラム修了以前に取得した場合も対象 **＊K-2** 履修ポイント申請は1資格につき1回のみ （更新、進級等を行った場合、同じ資格を新たな資格として申請することはできない） **＊K-3** 履修ポイント申請時において資格が有効期限内であるもののみ対象 （過去に有していたが更新等を行っていない、有効期限が切れているものは対象外） **＊K-4** 認定理学療法、専門理学療法士申請の際使用できる領域分野は巻末参照 **＊K-5** 2016年10月1日より名称変更（2016年9月30日までの名称「日本臨床神経生理学会認定技術師」も対象） **＊K-6** 2018年4月1日より名称変更（2018年3月31日までの名称「日本体育協会公認アスレチックトレーナー」も対象） **＊K-7** 添付書類については注意が必要なので「履修ポイント　マイページ登録の手引き」P32参照 **＊K-8** 自動登録ですが、本会以外の団体主催講習会にて取得された場合等、マイページに登録がない場合には資格証の郵送申請が必要
	9-2）	日本臨床神経生理学会専門技術師 **＊K-5**			
	9-3）	実験動物技術者[1級・2級]			
	9-4）	日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー **＊K-6**			
	9-5）	義肢装具士			
	9-6）	徒手理学療法士（IFOMPT認定）			
	9-7）	心臓リハビリテーション指導士・心臓リハビリテーション上級指導士			
	9-8）	3学会合同呼吸療法認定士			
	9-9）	呼吸ケア指導士			
	9-10）	日本糖尿病療養指導士			
	9-11）	栄養サポートチーム専門療法士			
	9-12）	健康運動指導士			
	9-13）	社会福祉士			
	9-14）	福祉住環境コーディネーター[1級]　※1級のみ対象			
	9-15）	介護支援専門員・サービス管理責任者 **＊K-7**			
	9-16）	日本障がい者スポーツ協会公認中級障がい者スポーツ指導員 **＊K-8**			
	9-17）	日本褥瘡学会認定褥瘡理学療法士			
	9-18）	相談支援専門員　（旧)障害者相談支援専門員			
	9-19）	介護予防推進リーダー			
	9-20）	地域ケア会議推進リーダー「(旧)地域包括ケア推進リーダー」			
	9-21）	協会指定管理者（上級）			
	9-22）	リンパ浮腫複合的治療料実技研修会（日本理学療法士協会・日本作業療法士協会共催）　試験修了者			
10. 新人教育プログラム修了				20	
11.自己能力レベル確認シート（レベル2）＊M-1 郵送申請不要	1.介護予防推進リーダー取得者は介護予防 2.地域ケア会議推進リーダ　（旧)地域域包括ケア推進リーダー　取得者は地域理学療法			5	**＊M-1**「レベル2」に入力または更新をした場合、5ポイントが年1回3月末に登録される

マイページへの領域別有効設定の反映のされ方と認定・専門申請の際の有効領域・分野について

詳しくは協会ホームページまたはポイント取得マニュアルをご参照ください。

大項目	マイページ上の領域別有効設定表示		認定・専門理学療法士の新規・更新申請	
1. 学会参加	1-1)～6)	すべての認定領域・専門分野	すべての認定領域・専門分野で使用できる	
	1-7)、8)	空欄（マイページにはポイントのみが登録される）	認定理学療法士の更新、専門理学療法士の新規・更新申請の際、すべての専門分野・認定領域で使用できる 認定理学療法士の新規の申請の際は、「運動器」「切断」「スポーツ理学療法」「徒手理学療法」以外の領域では、学会参加ポイント対象のものはすべて認定申請の際ポイントとして使用できる	
2. 講習会・研修会の受講	2-1)	すべての認定領域・専門分野	すべての認定領域・専門分野で使用できる	
	2-2)～7)	認定された領域	講習会・研修会によって異なる	
3. 論文・著作	空欄（マイページにはポイントのみが登録される）		認定・専門理学療法士の新規・更新申請の際、再度論文全文のコピー等を提出する必要があり、分野・領域に則したものであるかが審査される	
4. 学会発表等	4-1)～4) 4-7)～8)	すべての認定領域・専門分野	認定・専門理学療法士の新規・更新申請の際、再度発表内容のコピー等を提出する必要があり、分野・領域に則したものであるかが審査される	
	4-5)	空欄（マイページにはポイントのみが登録される）		
	4-6)		認定・専門理学療法士の新規・更新申請の際、再度発表内容のコピー等を提出する必要があり、分野・領域に則したものであるかが審査される	
5. 講習会・研修会の講師		すべての認定領域・専門分野	すべての認定領域・専門分野で使用できる	
6. 論文・学会演題の査読		すべての認定領域・専門分野	すべての認定領域・専門分野で使用できる	
7. 大学院修了の読み替え等	7-1)	空欄（マイページにはポイントのみが登録される）	認定・専門理学療法士の新規・更新申請の際に、再度、学位論文のコピー等を提出する必要があり、その分野・領域に則しているか審査される	
	7-2)大阪府立大学「地域リハビリテーション学コース」	認定理学療法士	各対応領域で100ポイントとして使える	脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、運動器、切断、循環、呼吸、代謝、地域理学療法、健康増進・参加、介護予防、臨床教育、管理運営
		専門理学療法士　Ⅱ教育ポイント		神経、運動器、内部障害、生活環境支援、教育管理
	7-3)長崎大学「臨床指導者養成教育コース」	認定理学療法士		ひと、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害、運動器、切断、スポーツ、徒手、循環、呼吸、代謝、地域理学療法、健康増進・参加、介護予防、補装具、物理療法、褥瘡・創傷ケア、疼痛管理、臨床教育、管理運営、学校教育
		専門理学療法士　Ⅱ教育ポイント		基礎、神経、運動器、内部障害、生活環境支援、物理療法、教育管理
	7-4)長崎大学「地域包括ケア人材養成コース」	認定理学療法士		脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、運動器、切断、循環、呼吸、代謝、地域理学療法、健康増進・参加、介護予防、臨床教育、管理運営
		専門理学療法士　Ⅱ教育ポイント		神経、運動器、内部障害、生活環境支援、教育管理
	7-5)「PT.OT.ST養成施設教員等講習会」	認定理学療法士		臨床教育・管理運営・学校教育
		専門理学療法士		教育管理
	7-6)兵庫医療大学「PT・OT臨床カステップアッププログラム」	認定理学療法士		脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害、運動器、切断、スポーツ、徒手、循環、呼吸、代謝、地域理学療法、健康増進・参加、介護予防、補装具、物理療法、褥瘡・創傷ケア、疼痛管理、臨床教育、管理運営、学校教育
		専門理学療法士　Ⅱ教育ポイント		神経、運動器、内部障害、生活環境支援、物理療法、教育管理
	7-7)大阪府立大学「地域リハビリテーション学コース」	認定理学療法士		脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、運動器、切断、循環、呼吸、代謝、地域理学療法、健康増進・参加、介護予防、臨床教育、管理運営
		専門理学療法士　Ⅱ教育ポイント		神経、運動器、内部障害、生活環境支援、教育管理
8. 臨床実習指導者としての業績	臨床教育、管理・運営、学校教育、専門理学療法士			
9. 生涯学習課が定める資格	**1）死体解剖資格**			
	認定理学療法士	ひと、動物・培養細胞、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害		
	専門理学療法士	基礎、神経		
	2）日本臨床神経生理学会専門技術師（旧「日本臨床神経生理学会認定技術師」も対象）			
	認定理学療法士	ひと、動物・培養細胞、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害		
	専門理学療法士	基礎、神経		
	3）実験動物技術者[1級・2級]			
	認定理学療法士	ひと、動物・培養細胞		
	専門理学療法士	基礎		
	4）日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー（旧「日本体育協会公認アスレチック」も対象）			
	認定理学療法士	スポーツ理学療法		
	専門理学療法士	運動器		
	5）義肢装具士			
	認定理学療法士	切断、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害、補装具		
	専門理学療法士	運動器、神経、生活環境支援		
	6）徒手理学療法士（IFOMPT認定）			
	認定理学療法士	徒手理学療法		
	専門理学療法士	運動器		
	7）心臓リハビリテーション指導士・心臓リハビリテーション上級指導士			
	認定理学療法士	循環、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害		
	専門理学療法士	内部障害、神経		

大項目	マイページ上の領域別有効設定表示		認定・専門理学療法士の新規・更新申請
9.生涯学習課が定める資格	**8）3学会合同呼吸療法認定士**		
	認定理学療法士	呼吸、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害	
	専門理学療法士	内部障害、神経	
	9）呼吸ケア指導士		
	認定理学療法士	呼吸、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害	
	専門理学療法士	内部障害、神経	
	10）日本糖尿病療養指導士		
	認定理学療法士	代謝、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害	
	専門理学療法士	内部障害、神経	
	11）栄養サポートチーム専門療法士		
	認定理学療法士	代謝、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害	
	専門理学療法士	内部障害、神経	
	12）健康運動指導士		
	認定理学療法士	地域理学療法、健康増進・参加、介護予防、補装具	
	専門理学療法士	生活環境支援	
	13）社会福祉士		
	認定理学療法士	地域理学療法、健康増進・参加、介護予防、補装具	
	専門理学療法士	生活環境支援	
	14）福祉住環境コーディネーター[1級] ※1級以外は対象外		
	認定理学療法士	地域理学療法、健康増進・参加、介護予防、補装具、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害	
	専門理学療法士	生活環境支援、神経	
	15）介護支援専門員・サービス管理責任者		
	認定理学療法士	地域理学療法、健康増進・参加、介護予防、補装具、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害	
	専門理学療法士	生活環境支援、神経	
	16）日本障がい者スポーツ協会公認中級障がい者スポーツ指導員		
	認定理学療法士	地域理学療法、健康増進・参加、介護予防、補装具、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害、スポーツ理学療法	
	専門理学療法士	生活環境支援、神経、運動器	
	17）日本褥瘡学会認定師		
	認定理学療法士	褥瘡・創傷ケア、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害	
	専門理学療法士	物理療法、神経	
	18）相談支援専門員		
	認定理学療法士	地域理学療法、健康増進・参加、介護予防、補装具、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害	
	専門理学療法士	生活環境支援、神経	
	19）介護予防推進リーダー		
	認定理学療法士	介護予防	
	専門理学療法士	生活環境支援	
	20）地域ケア会議推進リーダー（旧「地域包括ケア推進リーダー」も対象）		
	認定理学療法士	地域理学療法	
	専門理学療法士	生活環境支援	
	21）協会指定管理者（上級）		
	認定理学療法士	管理・運営	
	専門理学療法士	教育管理	
	22）リンパ浮腫複合的治療料実技研修会（日本理学療法士協会・日本作業療法士協会共催）試験修了者		
	認定理学療法士	徒手、疼痛管理	
	専門理学療法士	運動器、物理療法	
10. 新人教育プログラム修了	空欄	本ポイントはどの領域にも属さない	
11. 自己能力レベル確認シート（レベル2）	認定理学療法士	地域ケア会議推進リーダー	地域理学療法
		介護予防推進リーダー	介護予防
	専門理学療法士	生活環境支援	

申請領域ごとの領域に即した 100 ポイント　まとめ一覧

1）ひとを対象とした基礎領域

大項目 1（学会参加） 大項目 5（講習会等講師） 大項目 6（論文演題査読）	ポイント基準を満たしていれば、テーマ・分野に関わらず使用可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
大項目 2（講習会等受講） 大項目 9（資格）	領域別有効設定が「ひとを対象とした基礎領域」であるもののみ使用可 資格は 1 申請につき 1 資格まで 死体解剖資格、日本臨床神経生理学会専門技術師、 実験動物技術者（1 級・2 級）
大項目 3（論文・著作） 大項目 4（学会発表等）	論文・発表内容が「ひとを対象とした基礎領域」であること マイページにポイント登録があっても、論文全文、発表内容全文の提出が必要
大項目 7（大学院修了）	修士・博士論文内容が「ひとを対象とした基礎領域」であること マイページにポイント登録があっても、修士・博士論文全文の提出が必要
大項目 7（文科省選定プログラム修了）	長崎大学「臨床指導者養成教育コース」修了のみ 100P として使用可
大項目 8(臨床実習指導者)	使用不可
大項目 11 自己能力レベル確認シート	使用不可

2）動物・培養細胞を対象とした基礎領域

大項目 1（学会参加） 大項目 5（講習会等講師） 大項目 6（論文演題査読）	ポイント基準を満たしていれば、テーマ・分野に関わらず使用可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
大項目 2（講習会等受講） 大項目 9（資格）	領域別有効設定が「動物・培養細胞を対象とした基礎領域」であるもののみ使用可 資格は 1 申請につき 1 資格まで 死体解剖資格、日本臨床神経生理学会専門技術師、 実験動物技術者（1 級・2 級）
大項目 3（論文・著作） 大項目 4（学会発表等）	論文・発表内容が「動物・培養細胞を対象とした基礎領域」であること マイページにポイント登録があっても、論文全文、発表内容全文の提出が必要
大項目 7（大学院修了）	修士・博士論文内容が「動物・培養細胞を対象とした基礎領域」であること マイページにポイント登録があっても、修士・博士論文全文の提出が必要
大項目 8(臨床実習指導者)	使用不可
大項目 11 自己能力レベル確認シート	使用不可

3）脳卒中

Ⅰ.脳卒中に関連した講習会・研修会の受講　40P	大項目 2（講習会・研修会の受講）	領域別有効設定が「脳卒中」であるもののみ使用可
Ⅱ.自由選択　60P 内訳 「脳卒中」領域のもの最低 30P 必要 「脳卒中」領域外のもの上限 30ｐ	大項目 1（学会参加） 大項目 5（講習会等講師） 大項目 6（論文演題査読）	ポイント基準を満たしていれば、テーマ・分野に関わらず使用可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
	大項目 2（講習会等受講）	・領域別有効設定が「脳卒中」であれば使用可 ・「脳卒中」以外でも 30P 分までは使用可 ただし他領域の認定必須研修は使用不可
	大項目 9（資格）	他領域の資格を使用した場合、10P は切り捨てとなる　　1 申請につき 1 資格まで 死体解剖資格、日本臨床神経生理学会専門技術師、義肢装具士、心臓リハビリテーション指導士、3 学会合同呼吸療法認定士、呼吸ケア指導士、日本糖尿病療養指導士、栄養サポートチーム専門療法士、福祉住環境コーディネーター1 級、介護支援専門員・サービス管理責任者、中級障がい者スポーツ指導員、日本褥瘡学会認定師、障害者相談支援専門員
	大項目 3（論文・著作） 大項目 4（学会発表等）	・論文・発表内容が「脳卒中」の領域であれば使用可 ・「脳卒中」以外でも 30P 分までは使用可 マイページにポイント登録があっても、論文全文、発表内容全文の提出が必要
	大項目 8（臨床実習指導者）	「脳卒中」領域外として 30P まで使用可
	大項目 11 自己能力レベル確認シート	「脳卒中」領域外として 1 申請 10P 上限 申請時点でマイページに登録のないものは使用不可
Ⅰ Ⅱ合わせて 100P として使える	大項目 7（大学院修了）	・修士・博士論文内容が「脳卒中」の領域であること ・マイページにポイント登録があっても、修士・博士論文全文の提出が必要
	大項目 7（文科省選定プログラム修了）	以下を修了の場合は 100P として使用可 大阪府立大学「地域リハビリテーション学コース」 長崎大学「臨床指導者養成教育コース」 長崎大学「地域包括ケア人材養成コース」 兵庫医療大学「PT・OT 臨床力ステップアッププログラム」

4）神経筋障害

Ⅰ.神経筋障害に関連した講習会・研修会の受講 40P	大項目 2（講習会・研修会の受講）	領域別有効設定が「神経筋障害」であるものみ使用可
Ⅱ.自由選択　60P 内訳 「神経筋障害」領域のもの 最低 30P 必要 「神経筋障害」領域外のもの上限 30ｐ	大項目 1（学会参加） 大項目 5（講習会等講師） 大項目 6（論文演題査読）	ポイント基準を満たしていれば、テーマ・分野に関わらず使用可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
	大項目 2（講習会等受講）	・領域別有効設定が「神経筋障害」であれば使用可 領域外でも 30P 分までは使用可 ただし他領域の認定必須研修は使用不可
	大項目 9（資格）	他領域の資格を使用した場合、10P は切り捨てとなる　　1 申請につき 1 資格まで 死体解剖資格、日本臨床神経生理学会専門技術師、義肢装具士、心臓リハビリテーション指導士、3 学会合同呼吸療法認定士、呼吸ケア指導士、日本糖尿病療養指導士、栄養サポートチーム専門療法士、福祉住環境コーディネーター1 級、介護支援専門員・サービス管理責任者、中級障がい者スポーツ指導員、日本褥瘡学会認定師、障害者相談支援専門員
	大項目 3（論文・著作） 大項目 4（学会発表等）	・論文・発表内容が「神経筋障害」の領域であれば使用可 ・領域外でも 30P 分までは使用可 マイページにポイント登録があっても、論文全文、発表内容全文の提出が必要
	大項目 8（臨床実習指導者）	領域外として 30P まで使用可
	大項目 11 自己能力レベル確認シート	・領域外として 1 申請 10P 上限 ・申請時点でマイページに登録のないものは使用不可
Ⅰ Ⅱ合わせて 100P として使える	大項目 7（大学院修了）	・修士・博士論文内容が「神経筋障害」の領域であること ・マイページにポイント登録があっても、修士・博士論文全文の提出が必要
	大項目 7（文科省選定プログラム修了）	以下を修了の場合は 100P として使用可 大阪府立大学「地域リハビリテーション学コース」 長崎大学「臨床指導者養成教育コース」 長崎大学「地域包括ケア人材養成コース」 兵庫医療大学「PT・OT 臨床力ステップアッププログラム」

5）脊髄障害

Ⅰ.脊髄障害に関連した講習会・研修会の受講　40P	大項目 2（講習会・研修会の受講）	領域別有効設定が「脊髄障害」であるもののみ使用可
Ⅱ.自由選択　60P 内訳 「脊髄障害」領域のもの最低 30P 必要 「脊髄障害」領域外のもの上限 30 p	大項目 1（学会参加） 大項目 5（講習会等講師） 大項目 6（論文演題査読）	ポイント基準を満たしていれば、テーマ・分野に関わらず使用可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
	大項目 2（講習会等受講）	・領域別有効設定が「脊髄障害」であれば使用可 ・「脊髄障害」以外でも 30P 分までは使用可 ただし他領域の認定必須研修は使用不可
	大項目 9（資格）	他領域の資格を使用した場合、10P は切り捨てとなる　　1 申請につき 1 資格まで 死体解剖資格、日本臨床神経生理学会専門技術師、義肢装具士、心臓リハビリテーション指導士、3 学会合同呼吸療法認定士、呼吸ケア指導士、日本糖尿病療養指導士、栄養サポートチーム専門療法士、福祉住環境コーディネーター1 級、介護支援専門員・サービス管理責任者、中級障がい者スポーツ指導員、日本褥瘡学会認定師、障害者相談支援専門員
	大項目 3（論文・著作） 大項目 4（学会発表等）	・論文・発表内容が「脊髄障害」の領域であれば使用可 ・「脊髄障害」以外でも 30P 分までは使用可 マイページにポイント登録があっても、論文全文、発表内容全文の提出が必要
	大項目 8（臨床実習指導者）	「脊髄障害」領域外として 30P まで使用可
	大項目 11 自己能力レベル確認シート	・「脊髄障害」領域外として 1 申請 10P 上限 ・申請時点でマイページに登録のないものは使用不可
Ⅰ Ⅱ 合わせて 100P として使える	大項目 7（大学院修了）	・修士・博士論文内容が「脊髄障害」の領域であること ・マイページにポイント登録があっても、修士・博士論文全文の提出が必要
	大項目 7（文科省選定プログラム修了）	以下を修了の場合は 100P として使用可 大阪府立大学「地域リハビリテーション学コース」 長崎大学「臨床指導者養成教育コース」 長崎大学「地域包括ケア人材養成コース」 兵庫医療大学「PT・OT 臨床力ステップアッププログラム」

6）発達障害

Ⅰ.発達障害に関連した講習会・研修会の受講　40P	大項目 2（講習会・研修会の受講）	領域別有効設定が「発達障害」であるもののみ使用可
Ⅱ.自由選択　60P 内訳 「発達障害」領域のもの最低 30P 必要 「発達障害」領域外のもの上限 30 p	大項目 1（学会参加） 大項目 5（講習会等講師） 大項目 6（論文演題査読）	ポイント基準を満たしていれば、テーマ・分野に関わらず使用可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
	大項目 2（講習会等受講）	・領域別有効設定が「発達障害」であれば使用可 ・「発達障害」以外でも 30P 分までは使用可 ただし他領域の認定必須研修は使用不可
	大項目 9（資格）	他領域の資格を使用した場合、10P は切り捨てとなる 1 申請 1 資格まで 死体解剖資格、日本臨床神経生理学会専門技術師、義肢装具士、心臓リハビリテーション指導士、3 学会合同呼吸療法認定士、呼吸ケア指導士、日本糖尿病療養指導士、栄養サポートチーム専門療法士、福祉住環境コーディネーター1 級、介護支援専門員・サービス管理責任者、中級障がい者スポーツ指導員、日本褥瘡学会認定師、障害者相談支援専門員
	大項目 3（論文・著作） 大項目 4（学会発表等）	・論文・発表内容が「発達障害」の領域であれば使用可 ・「発達障害」以外でも 30P 分までは使用可 マイページにポイント登録があっても、論文全文、発表内容全文の提出が必要
	大項目 8（臨床実習指導者）	「発達障害」領域外として 30P まで使用可
	大項目 11 自己能力レベル確認シート	「発達障害」領域外として 1 申請 10P 上限 申請時点でマイページに登録のないものは使用不可
Ⅰ Ⅱ合わせて 100P として使える	大項目 7（大学院修了）	修士・博士論文内容が「発達障害」の領域であること マイページにポイント登録があっても、修士・博士論文全文の提出が必要
	大項目 7（文科省選定プログラム修了）	以下を修了の場合は 100P として使用可 長崎大学「臨床指導者養成教育コース」 兵庫医療大学「PT・OT 臨床力ステップアッププログラム」

7）運動器

Ⅰ.運動器に関連した講習会・研修会の受講 80P	大項目 2（講習会・研修会の受講）	領域別有効設定が「運動器」であるもののみ使用可
Ⅱ. 学会参加　20P （学会指定あり）	大項目 1-1）～6）（学会参加）	テーマ・分野に関わらず使用可
	大項目 1-7）（学会参加）	日本リハビリテーション医学会（全国規模）・日本運動器科学会（全国規模）参加のみ使用可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
Ⅰ Ⅱ合わせて 100P として使える	大項目 7（大学院修了）	修士・博士論文内容が「運動器」の領域であること マイページにポイント登録があっても、修士・博士論文全文の提出が必要
	大項目 7（文科省選定プログラム修了）	以下を修了の場合は 100P として使用可 大阪府立大学「地域リハビリテーション学コース」 長崎大学「臨床指導者養成教育コース」 長崎大学「地域包括ケア人材養成コース」 兵庫医療大学「PT・OT 臨床力ステップアッププログラム」
「運動器」領域では全て使用不可	大項目 1-7) 1-8）（学会参加）	日本リハビリテーション医学会（全国規模）・日本運動器科学会（全国規模）以外は全て使用不可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
	大項目 3（論文・著作）	使用不可
	大項目 4（学会発表等）	使用不可
	大項目 5（講習会等講師）	使用不可
	大項目 6（論文演題査読）	使用不可
	大項目 9（資格）	使用不可
	大項目 11 自己能力レベル確認シート	使用不可

8）切断

Ⅰ．切断に関連した講習会・研修会の受講　80P	大項目 2（講習会・研修会の受講）	領域別有効設定が「切断」であるもののみ使用可
	大項目 9（資格）	「義肢装具士」のみ使用可 ⅠかⅡどちらか一方に使用可
Ⅱ．学会参加　20P （学会指定あり）	大項目 1-1）～6）（学会参加）	テーマ・分野に関わらず使用可
	大項目 1-7）（学会参加）	日本リハビリテーション医学会（全国規模）・日本運動器科学会（全国規模）・日本義肢装具学会（全国規模）参加のみ使用可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
	大項目 9（資格）	「義肢装具士」のみ使用可 ⅠかⅡどちらか一方に使用可
ⅠⅡ合わせて 100P として使える	大項目 7（大学院修了）	修士・博士論文内容が「切断」の領域であること マイページにポイント登録があっても、修士・博士論文全文の提出が必要
	大項目 7（文科省選定プログラム修了）	以下を修了の場合は 100P として使用可 大阪府立大学「地域リハビリテーション学コース」 長崎大学「臨床指導者養成教育コース」 長崎大学「地域包括ケア人材養成コース」 兵庫医療大学「PT・OT 臨床力ステップアッププログラム」
「切断」領域では全て使用不可	大項目 1-7）1-8）（学会参加）	日本リハビリテーション医学会（全国規模）・日本運動器科学会（全国規模）・日本義肢装具学会（全国規模）以外は全て使用不可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
	大項目 3（論文・著作）	使用不可
	大項目 4（学会発表等）	使用不可
	大項目 5（講習会等講師）	使用不可
	大項目 6（論文演題査読）	使用不可
	大項目 11 自己能力レベル確認シート	使用不可

9）スポーツ理学療法

Ⅰ．スポーツ理学療法に関連した講習会・研修会の受講　80P	大項目 2（講習会・研修会の受講）	領域別有効設定が「スポーツ理学療法」であるもののみ使用可
	大項目 9（資格）	1 申請につき 1 資格まで　Ⅱで使用していたらⅠでは使用不可 日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー、中級障がい者スポーツ指導員
Ⅱ.学会参加　20P （学会指定あり）	大項目 1-1）～6）（学会参加）	テーマ・分野に関わらず使用可
	大項目 1-7）（学会参加）	日本臨床スポーツ医学会（全国規模）・日本整形外科スポーツ医学会（全国規模）参加のみ使用可
	大項目 9（資格）	1 申請につき 1 資格まで　Ⅰで使用していたらⅡでは使用不可（20 ポイントは切り捨て） 日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー、中級障がい者スポーツ指導員
Ⅰ Ⅱ合わせて 100P として使える	大項目 7（大学院修了）	修士・博士論文内容が「スポーツ理学療法」の領域であること マイページにポイント登録があっても、修士・博士論文全文の提出が必要
	大項目 7（文科省選定プログラム修了）	以下を修了の場合は 100P として使用可 長崎大学「臨床指導者養成教育コース」 兵庫医療大学「PT・OT 臨床力ステップアッププログラム」
「スポーツ理学療法」領域では全て使用不可	大項目 1-7）1-8）（学会参加）	日本臨床スポーツ医学会（全国規模）・日本整形外科スポーツ医学会（全国規模）参加以外使用不可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
	大項目 3（論文・著作）	使用不可
	大項目 4（学会発表等）	使用不可
	大項目 5（講習会等講師）	使用不可
	大項目 6（論文演題査読）	使用不可
	大項目 11（自己能力レベル確認シート（レベル 2））	使用不可

10）徒手理学療法

Ⅰ．徒手理学療法に関連した講習会・研修会の受講　80P	大項目 2（講習会・研修会の受講）	領域別有効設定が「徒手理学療法」であるもののみ使用可
	大項目 9（資格）	1 申請につき 1 資格まで　Ⅱで使用していたらⅠでは使用不可
Ⅱ．学会参加　20P（学会指定あり）	大項目 1-1）～6）（学会参加）	テーマ・分野に関わらず使用可
	大項目 1-7）（学会参加）	日本リハビリテーション医学会（全国規模）・日本運動器科学会（全国規模）参加のみ使用可
	大項目 9（資格）	1 申請につき 1 資格まで　Ⅰで使用していたらⅡでは使用不可（20 ポイント切り捨て） 徒手理学療法士（IFOMPT 認定） リンパ浮腫複合的治療料実技研修会試験修了者
Ⅰ Ⅱ合わせて 100P として使える	大項目 7（大学院修了）	修士・博士論文内容が「徒手理学療法」の領域であること マイページにポイント登録があっても、修士・博士論文全文の提出が必要
	大項目 7（文科省選定プログラム修了）	以下を修了の場合は 100P として使用可 長崎大学「臨床指導者養成教育コース」 兵庫医療大学「PT・OT 臨床力ステップアッププログラム」
「徒手理学療法」領域では全て使用不可	大項目 1-7）1-8）（学会参加）	日本リハビリテーション医学会（全国規模）・日本運動器科学会（全国規模）参加以外全て使用不可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
	大項目 3（論文・著作）	使用不可
	大項目 4（学会発表等）	使用不可
	大項目 5（講習会等講師）	使用不可
	大項目 6（論文演題査読）	使用不可
	大項目（11 自己能力レベル確認シート（レベル 2））	使用不可

11）循環

Ⅰ．学会参加 20P	大項目 1（学会参加）	ポイント基準を満たしていれば、テーマ・分野に関わらず使用可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
Ⅱ．自由選択 80P	大項目 1（学会参加） 大項目 5（講習会等講師） 大項目 6（論文演題査読）	ポイント基準を満たしていれば、テーマ・分野に関わらず使用可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
	大項目 2（講習会等受講）	領域別有効設定が「循環」であれば使用可
	大項目 3（論文・著作） 大項目 4（学会発表等）	論文・発表内容が「循環」の領域であること マイページにポイント登録があっても、論文全文、発表内容全文の提出が必要
	大項目 9（資格）	領域別有効設定が「循環」であるもののみ使用可 心臓リハビリテーション指導士
Ⅰ Ⅱ合わせて 100P として使える	大項目 7（大学院修了）	修士・博士論文内容が「循環」の領域であること マイページにポイント登録があっても、修士・博士論文全文の提出が必要
	大項目 7（文科省選定プログラム修了）	以下を修了の場合は 100P として使用可 大阪府立大学「地域リハビリテーション学コース」 長崎大学「臨床指導者養成教育コース」 長崎大学「地域包括ケア人材養成コース」 兵庫医療大学「PT・OT 臨床力ステップアッププログラム」
「循環」領域では全て使用不可	大項目 8（臨床実習指導者）	使用不可
	大項目 11（自己能力レベル確認シート（レベル 2））	使用不可

12）呼吸

Ⅰ．学会参加 20P	大項目 1（学会参加）	ポイント基準を満たしていれば、テーマ・分野に関わらず使用可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
Ⅱ．自由選択 80P	大項目 1（学会参加） 大項目 5（講習会等講師） 大項目 6（論文演題査読）	ポイント基準を満たしていれば、テーマ・分野に関わらず使用可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
	大項目 2（講習会等受講）	領域別有効設定が「呼吸」であれば使用可
	大項目 3（論文・著作） 大項目 4（学会発表等）	論文・発表内容が「呼吸」の領域であること マイページにポイント登録があっても、論文全文、発表内容全文の提出が必要
	大項目 9（資格）	領域別有効設定が「呼吸」であるもののみ使用可 1 申請につき 1 資格まで 3 学会合同呼吸療法認定士、呼吸ケア指導士
Ⅰ Ⅱ合わせて 100P として使える	大項目 7（大学院修了）	修士・博士論文内容が「呼吸」の領域であること ・マイページにポイント登録があっても、修士・博士論文全文の提出が必要
	大項目 7（文科省選定プログラム修了）	以下を修了の場合は 100P として使用可 大阪府立大学「地域リハビリテーション学コース」 長崎大学「臨床指導者養成教育コース」 長崎大学「地域包括ケア人材養成コース」 兵庫医療大学「PT・OT 臨床力ステップアッププログラム」
「呼吸」領域では全て使用不可	大項目 8（臨床実習指導者）	使用不可
	大項目 11（自己能力レベル確認シート（レベル 2））	使用不可

13）代謝

Ⅰ．学会参加 20P	大項目 1（学会参加）	ポイント基準を満たしていれば、テーマ・分野に関わらず使用可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
Ⅱ．自由選択 80P	大項目 1（学会参加） 大項目 5（講習会等講師） 大項目 6（論文演題査読）	ポイント基準を満たしていれば、テーマ・分野に関わらず使用可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
	大項目 2（講習会等受講）	領域別有効設定が「代謝」であれば使用可
	大項目 3（論文・著作） 大項目 4（学会発表等）	論文・発表内容が「代謝」の領域であること マイページにポイント登録があっても、論文全文、発表内容全文の提出が必要
	大項目 9（資格）	領域別有効設定が「代謝」であるもののみ使用可 1 申請につき 1 資格まで 日本糖尿病療養指導士、栄養サポートチーム専門療法士
Ⅰ Ⅱ合わせて 100P として使える	大項目 7（大学院修了）	修士・博士論文内容が「代謝」の領域であること マイページにポイント登録があっても、修士・博士論文全文の提出が必要
	大項目 7（文科省選定プログラム修了）	以下を修了の場合は 100P として使用可 大阪府立大学「地域リハビリテーション学コース」 長崎大学「臨床指導者養成教育コース」 長崎大学「地域包括ケア人材養成コース」 兵庫医療大学「PT・OT 臨床力ステップアッププログラム」
「代謝」領域では全て使用不可	大項目 8（臨床実習指導者）	使用不可
	大項目 11（自己能力レベル確認シート（レベル 2））	使用不可

14）地域理学療法

Ⅰ．地域理学療法に関連した自由選択の活動 60P	大項目 1（学会参加） 大項目 5（講習会・研修会講師） 大項目 6（論文・学会演題査読）	テーマ・分野に関わらず使用可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
	大項目 2（講習会・研修会受講）	領域別有効設定が「地域理学療法」であれば使用可
	大項目 3（論文・著作） 大項目 4（学会発表等）	論文内容、発表内容が「地域理学療法」の領域であること マイページにポイント登録があっても、論文全文、発表内容全文の提出が必要
	大項目 9（資格）	領域別有効設定が「地域理学療法」であるもののみ使用可 1 申請につき 1 資格まで 健康運動指導士、社会福祉士、福祉住環境コーディネーター 1 級、介護支援専門員・サービス管理責任者、中級障がい者スポーツ指導員、障害者相談支援専門員、地域ケア会議推進リーダー
	大項目 11（自己能力レベル確認シート（レベル 2））	1 申請 10P 上限 申請時点でマイページに登録のないものは使用不可
Ⅱ．神経理学療法専門分野、運動器理学療法専門分野、内部理学療法専門分野に関連した自由選択の活動　40P	大項目 1（学会参加） 大項目 5（講習会・研修会講師） 大項目 6（論文・学会演題査読）	ポイント基準を満たしていれば、テーマ・分野に関わらず使用可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
	大項目 2（講習会等受講）	領域別有効設定が「脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害、運動器、切断、スポーツ理学療法、徒手理学療法、循環、呼吸、代謝」となっているもの （「地域理学療法」の設定があっても上記の領域が設定されていないものは使用不可） ただし他領域の認定必須研修は使用不可
	大項目 3（論文・著作） 大項目 4（学会発表等）	論文内容、発表内容が「脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害、運動器、切断、スポーツ理学療法、徒手理学療法、循環、呼吸、代謝」の領域であること マイページにポイント登録があっても、論文・発表内容全文の提出が必要

	大項目９（資格）	領域別有効設定が「脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害、運動器、切断、スポーツ理学療法、徒手理学療法、循環、呼吸、代謝」となっているもの （「地域理学療法」の設定があっても上記の領域が設定されていないものは使用不可）
	大項目 11（自己能力レベル確認シート（レベル２））	1 申請 10P 上限 申請時点でマイページに登録のないものは使用不可
Ⅰ Ⅱ合わせて 100P として使える	大項目７（大学院修了）	修士・博士論文内容が「地域理学療法」の領域であること マイページにポイント登録があっても、修士・博士論文全文の提出が必要
	大項目７（文科省選定プログラム修了）	以下を修了の場合は 100P として使用可 大阪府立大学「地域リハビリテーション学コース」 長崎大学「臨床指導者養成教育コース」 長崎大学「地域包括ケア人材養成コース」 兵庫医療大学「PT・OT 臨床力ステップアッププログラム」
「地域理学療法」領域では全て使用不可	大項目８（臨床実習指導者）	使用不可

15）健康増進・参加

Ⅰ．健康増進・参加に関連した自由選択の活動 60P	大項目１（学会参加） 大項目５（講習会・研修会講師） 大項目６（論文・学会演題査読）	テーマ・分野に関わらず使用可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
	大項目２（講習会・研修会受講）	領域別有効設定が「健康増進・参加」であれば使用可
	大項目３（論文・著作） 大項目４（学会発表等）	論文内容、発表内容が「健康増進・参加」の領域であること マイページにポイント登録があっても、論文全文、発表内容全文の提出が必要
	大項目９（資格）	領域別有効設定が「健康増進・参加」であるもののみ使用可 資格は１申請につき１資格まで 健康運動指導士、社会福祉士、福祉住環境コーディネーター１級、介護支援専門員・サービス管理責任者、中級障がい者スポーツ指導員、障害者相談支援専門員
Ⅱ．神経理学療法専門分野、運動器理学療法専門分野、内部理学療法専門分野に関連した自由選択の活動　40P	大項目１（学会参加） 大項目５（講習会・研修会講師） 大項目６（論文・学会演題査読）	ポイント基準を満たしていれば、テーマ・分野に関わらず使用可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
	大項目２（講習会等受講）	領域別有効設定が「脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害、運動器、切断、スポーツ理学療法、徒手理学療法、循環、呼吸、代謝」となっているもの （「健康増進・参加」の設定があっても上記の領域が設定されていないものは使用不可） ただし他領域の認定必須研修は使用不可
	大項目３（論文・著作） 大項目４（学会発表等）	論文内容、発表内容が「脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害、運動器、切断、スポーツ理学療法、徒手理学療法、循環、呼吸、代謝」の領域であること マイページにポイント登録があっても、論文全文、発表内容全文の提出が必要

	大項目９（資格）	領域別有効設定が「脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害、運動器、切断、スポーツ理学療法、徒手理学療法、循環、呼吸、代謝」となっているもの （「健康増進・参加」の設定があっても上記の領域が設定されていないものは使用不可）
Ⅰ Ⅱ合わせて 100P として使える	大項目７（大学院修了）	修士・博士論文内容が「健康増進・参加」の領域であること マイページにポイント登録があっても、修士・博士論文全文の提出が必要
	大項目７（文科省選定プログラム修了）	以下を修了の場合は 100P として使用可 大阪府立大学「地域リハビリテーション学コース」 長崎大学「臨床指導者養成教育コース」 長崎大学「地域包括ケア人材養成コース」 兵庫医療大学「PT・OT 臨床力ステップアッププログラム」
「健康増進・参加」領域では全て使用不可	大項目８（臨床実習指導者）	使用不可
	大項目 11（自己能力レベル確認シート（レベル２））	使用不可

16）介護予防

Ⅰ．介護予防に関連した自由選択の活動　60P	大項目１（学会参加） 大項目５（講習会・研修会講師） 大項目６（論文・学会演題査読）	テーマ・分野に関わらず使用可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
	大項目２（講習会・研修会受講）	領域別有効設定が「介護予防」であれば使用可
	大項目３（論文・著作） 大項目４（学会発表等）	修士・博士論文内容、発表内容が「介護予防」の領域であること マイページにポイント登録があっても、論文全文、発表内容全文の提出が必要
	大項目９（資格）	領域別有効設定が「介護予防」であるもののみ使用可 資格は１申請につき１資格まで 健康運動指導士、社会福祉士、福祉住環境コーディネーター１級、介護支援専門員・サービス管理責任者、中級障がい者スポーツ指導員、障害者相談支援専門員、介護予防推進リーダー
	大項目 11（自己能力レベル確認シート（レベル２））	１申請 10P 上限 申請時点でマイページに登録のないものは使用不可
Ⅱ．神経理学療法専門分野、運動器理学療法専門分野、内部理学療法専門分野に関連した自由選択の活動　40P	大項目１（学会参加） 大項目５（講習会・研修会講師） 大項目６（論文・学会演題査読）	ポイント基準を満たしていれば、テーマ・分野に関わらず使用可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
	大項目２（講習会等受講）	領域別有効設定が「脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害、運動器、切断、スポーツ理学療法、徒手理学療法、循環、呼吸、代謝」となっているもの （「介護予防」の設定があっても上記の領域が設定されていないものは使用不可） ただし他領域の認定必須研修は使用不可
	大項目３（論文・著作） 大項目４（学会発表等）	論文内容、発表内容が「脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害、運動器、切断、スポーツ理学療法、徒手理学療法、循環、呼吸、代謝」の領域であること マイページにポイント登録があっても、論文全文、発表内容全文の提出が必要

	大項目９（資格）	領域別有効設定が「脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害、運動器、切断、スポーツ理学療法、徒手理学療法、循環、呼吸、代謝」となっているもの （「介護予防」の設定があっても上記の領域が設定されていないものは使用不可）
	大項目 11（自己能力レベル確認シート（レベル２））	1 申請 10P 上限 申請時点でマイページに登録のないものは使用不可
Ⅰ Ⅱ合わせて 100P として使える	大項目７（大学院修了）	修士・博士論文内容が「介護予防」の領域であること マイページにポイント登録があっても、修士・博士論文全文の提出が必要
	大項目７(文科省選定プログラム修了)	以下を修了の場合は 100P として使用可 大阪府立大学「地域リハビリテーション学コース」 長崎大学「臨床指導者養成教育コース」 長崎大学「地域包括ケア人材養成コース」 兵庫医療大学「PT・OT 臨床力ステップアッププログラム」
「介護予防」領域では全て使用不可	大項目８（臨床実習指導者）	使用不可

17）補装具

Ⅰ．補装具に関連した自由選択の活動　60P	大項目１（学会参加） 大項目５（講習会・研修会講師） 大項目６（論文・学会演題査読）	テーマ・分野に関わらず使用可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
	大項目２（講習会・研修会受講）	領域別有効設定が「補装具」であれば使用可
	大項目３（論文・著作） 大項目４（学会発表等）	修士・博士論文内容、発表内容が「補装具」の領域であること マイページにポイント登録があっても、論文全文、発表内容全文の提出が必要
	大項目９（資格）	領域別有効設定が「補装具」であるもののみ使用可 資格は１申請につき１資格まで 義肢装具士、健康運動指導士、社会福祉士、福祉住環境コーディネーター1 級、介護支援専門員・サービス管理責任者、中級障がい者スポーツ指導員、障害者相談支援専門員
Ⅱ．神経理学療法専門分野、運動器理学療法専門分野、内部理学療法専門分野に関連した自由選択の活動　40P	大項目１（学会参加） 大項目５（講習会・研修会講師） 大項目６（論文・学会演題査読）	テーマ・分野に関わらず使用可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
	大項目２（講習会等受講）	領域別有効設定が「脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害、運動器、切断、スポーツ理学療法、徒手理学療法、循環、呼吸、代謝」となっているもの （「補装具」の設定があっても上記の領域が設定されていないものは使用不可） ただし他領域の認定必須研修は使用不可
	大項目３（論文・著作） 大項目４（学会発表等）	論文内容、発表内容が「脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害、運動器、切断、スポーツ理学療法、徒手理学療法、循環、呼吸、代謝」の領域であること マイページにポイント登録があっても、論文全文、発表内容全文の提出が必要
	大項目９（資格）	領域別有効設定が「脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害、運動器、切断、スポーツ理学療法、徒手理学療法、循環、呼吸、代謝」となっているもの （「補装具」の設定があっても上記の領域が設定されていないものは使用不可）

Ⅰ Ⅱ合わせて 100P として使える	大項目 7（大学院修了）	修士・博士論文内容が「補装具」の領域であること マイページにポイント登録があっても、修士・博士論文全文の提出が必要
	大項目 7（文科省選定プログラム修了）	以下を修了の場合は 100P として使用可 長崎大学「臨床指導者養成教育コース」 兵庫医療大学「PT・OT 臨床力ステップアッププログラム」
「補装具」領域では全て使用不可	大項目 8（臨床実習指導者）	使用不可
	大項目 11（自己能力レベル確認シート（レベル 2））	使用不可

18）物理療法

大項目 1（学会参加） 大項目 5（講習会等講師） 大項目 6（論文演題査読）	ポイント基準を満たしていれば、テーマ・分野に関わらず使用可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
大項目 2（講習会等受講）	領域別有効設定が「物理療法」であるもののみ使用可
大項目 3（論文・著作） 大項目 4（学会発表等）	論文・発表内容が「物理療法」の領域であること マイページにポイント登録があっても、論文全文、発表内容全文の提出が必要
大項目 7（大学院修了）	修士・博士論文内容が「物理療法」の領域であること マイページにポイント登録があっても、修士・博士論文全文の提出が必要
大項目 7（文科省選定プログラム修了）	以下を修了の場合は 100P として使用可 長崎大学「臨床指導者養成教育コース」 兵庫医療大学「PT・OT 臨床力ステップアッププログラム」
大項目 8(臨床実習指導者)	使用不可
大項目 9（資格）	物理療法に関連した資格の互換を認める 1 申請につき 1 資格まで
大項目 11 自己能力レベル確認シート	使用不可

19）褥瘡・創傷ケア

大項目 1（学会参加） 大項目 5（講習会等講師） 大項目 6（論文演題査読）	ポイント基準を満たしていれば、テーマ・分野に関わらず使用可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
大項目 2（講習会等受講）	領域別有効設定が「褥瘡・創傷ケア」であるもののみ使用可
大項目 3（論文・著作） 大項目 4（学会発表等）	論文・発表内容が「褥瘡・創傷ケア」の領域であること マイページにポイント登録があっても、論文全文、発表内容全文の提出が必要
大項目 7（大学院修了）	修士・博士論文内容が「褥瘡・創傷ケア」の領域であること マイページにポイント登録があっても、修士・博士論文全文の提出が必要
大項目 7（文科省選定プログラム修了）	以下を修了の場合は 100P として使用可 長崎大学「臨床指導者養成教育コース」 兵庫医療大学「PT・OT 臨床力ステップアッププログラム」
大項目 8(臨床実習指導者)	使用不可
大項目 9（資格）	物理療法に関連した資格の互換を認める 1 申請につき 1 資格まで
大項目 11 自己能力レベル確認シート	使用不可

20）疼痛管理

大項目 1（学会参加） 大項目 5（講習会等講師） 大項目 6（論文演題査読）	ポイント基準を満たしていれば、テーマ・分野に関わらず使用可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
大項目 2（講習会等受講）	領域別有効設定が「疼痛管理」であるもののみ使用可
大項目 3（論文・著作） 大項目 4（学会発表等）	論文・発表内容が「疼痛管理」の領域であること マイページにポイント登録があっても、論文全文、発表内容全文の提出が必要
大項目 7（大学院修了）	修士・博士論文内容が「疼痛管理」の領域であること マイページにポイント登録があっても、修士・博士論文全文の提出が必要
大項目 7（文科省選定プログラム修了）	以下を修了の場合は 100P として使用可 長崎大学「臨床指導者養成教育コース」 兵庫医療大学「PT・OT 臨床力ステップアッププログラム」
大項目 8(臨床実習指導者)	使用不可
大項目 9（資格）	物理療法に関連した資格の互換を認める 1 申請につき 1 資格まで
大項目 11 自己能力レベル確認シート	使用不可

21）臨床教育

大項目 1（学会参加） 大項目 5（講習会等講師） 大項目 6（論文演題査読）	ポイント基準を満たしていれば、テーマ・分野に関わらず使用可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
大項目 2（講習会等受講）	領域別有効設定が「臨床教育」であるもののみ使用可
大項目 3（論文・著作） 大項目 4（学会発表等）	論文・発表内容が「臨床教育」の領域であること マイページにポイント登録があっても、論文全文、発表内容全文の提出が必要
大項目 7（大学院修了）	修士・博士論文内容が「臨床教育」の領域であること マイページにポイント登録があっても、修士・博士論文全文の提出が必要
大項目 7（文科省選定プログラム修了）	以下を修了の場合は 100P として使用可 大阪府立大学「地域リハビリテーション学コース」 長崎大学「臨床指導者養成教育コース」 長崎大学「地域包括ケア人材養成コース」 兵庫医療大学「PT・OT 臨床力ステップアッププログラム」
PT,OT,ST 養成施設教員等講習会修了者	100P として使用可
大項目 8(臨床実習指導者)	1 年間につき上限 40P　年毎 40P まで使用可
大項目 11 自己能力レベル確認シート	使用不可

22）管理・運営

大項目 1（学会参加） 大項目 5（講習会等講師） 大項目 6（論文演題査読）	ポイント基準を満たしていれば、テーマ・分野に関わらず使用可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
大項目 2（講習会等受講）	領域別有効設定が「管理・運営」であるもののみ使用可
大項目 3（論文・著作） 大項目 4（学会発表等）	論文・発表内容が「管理・運営」の領域であること マイページにポイント登録があっても、論文全文、発表内容全文の提出が必要
大項目 7（大学院修了）	修士・博士論文内容が「管理・運営」の領域であること マイページにポイント登録があっても、修士・博士論文全文の提出が必要
大項目 7（文科省選定プログラム修了）	以下を修了の場合は 100P として使用可 大阪府立大学「地域リハビリテーション学コース」 長崎大学「臨床指導者養成教育コース」 長崎大学「地域包括ケア人材養成コース」 兵庫医療大学「PT・OT 臨床力ステップアッププログラム」
PT,OT,ST 養成施設教員等講習会修了者	100P として使用可
大項目 8(臨床実習指導者)	1 年間につき上限 40P　年毎 40P まで使用可
大項目 9（資格）	協会指定管理者（上級）
大項目 11 自己能力レベル確認シート	使用不可

23）学校教育

大項目 1（学会参加） 大項目 5（講習会等講師） 大項目 6（論文演題査読）	ポイント基準を満たしていれば、テーマ・分野に関わらず使用可 ＊他団体主催学会の WEB 参加は対象外
大項目 2（講習会等受講）	領域別有効設定が「学校教育」であるもののみ使用可
大項目 3（論文・著作） 大項目 4（学会発表等）	論文・発表内容が「学校教育」の領域であること マイページにポイント登録があっても、論文全文、発表内容全文の提出が必要
大項目 7（大学院修了）	修士・博士論文内容が「学校教育」の領域であること マイページにポイント登録があっても、修士・博士論文全文の提出が必要
大項目 7（文科省選定プログラム修了）	以下を修了の場合は 100P として使用可 長崎大学「臨床指導者養成教育コース」 兵庫医療大学「PT・OT 臨床力ステップアッププログラム」
PT,OT,ST 養成施設教員等講習会修了者	100P として使用可
大項目 8(臨床実習指導者)	1 年間につき上限 40P　年毎 40P まで使用可
大項目 11 自己能力レベル確認シート	使用不可